

**第2期石井町障がい者計画・  
第3期石井町障がい福祉計画**



**平成24年3月**



## 【目次】

### 総論

|            |   |
|------------|---|
| 計画の策定にあたって | 3 |
|------------|---|

|                     |   |
|---------------------|---|
| 第1章 石井町の障がい者を取り巻く状況 | 5 |
|---------------------|---|

|                  |    |
|------------------|----|
| 1. 人口の推移         | 5  |
| 2. 障がい者手帳所持者数の推移 | 7  |
| 3. 身体障がい者の状況     | 9  |
| 4. 知的障がい者の状況     | 11 |
| 5. 精神障がい者の状況     | 12 |
| 6. アンケート調査結果(抜粋) | 13 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第2章 石井町の障がい者福祉を取り巻く課題 | 41 |
|-----------------------|----|

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. 障がい・障がい者への理解の促進    | 42 |
| 2. 障がい福祉サービスの提供体制の整備  | 43 |
| 3. 障がい者の生活支援体制の充実     | 44 |
| 4. 社会参加・自立に向けた支援体制づくり | 44 |
| 5. 障がい者が安心して暮らせる環境づくり | 45 |

### 第1部 第2期石井町障がい者計画

|           |    |
|-----------|----|
| 第1章 施策の体系 | 49 |
|-----------|----|

|          |    |
|----------|----|
| 第2章 重点目標 | 51 |
|----------|----|

|           |    |
|-----------|----|
| 第3章 施策の展開 | 53 |
|-----------|----|

|            |    |
|------------|----|
| 1. 広報・啓発活動 | 53 |
| 2. 生活支援    | 55 |
| 3. 保健・医療   | 58 |
| 4. 教育・育成   | 60 |
| 5. 雇用・就労   | 62 |
| 6. 生活環境    | 64 |

## 第2部 第3期石井町障がい福祉計画

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 第3期障がい福祉計画                 | 69 |
| 1. 平成26年度の目標値の設定               | 69 |
| 2. 第2期障害福祉計画における障がい福祉サービスの利用状況 | 70 |
| 3. 障がい福祉サービスの見込量               | 73 |
| 4. 地域生活支援事業の利用状況及び見込量          | 79 |

## 資料編

|           |    |
|-----------|----|
| 策定委員会委員名簿 | 85 |
| 策定委員会設置要綱 | 86 |

# 総論

---



## 計画の策定にあたって

平成 14 年 12 月、国は「障害者基本計画」を策定し、「共生社会」の実現を目指して、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 か年に講ずべき障がい者施策の基本的方向について決めました。

また、平成 15 年度には、身体障がい者や知的障がい者の福祉サービスの一部が、それまでの行政の主導によりサービスを決定する仕組みを基本とする「措置制度」から、利用者自らがサービスを選択する仕組みを基本とする「支援費制度」に移行しました。

このほか、平成 17 年 4 月に、発達障がい者（自閉症等の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等がある者）に関する「発達障害者支援法」が施行されたほか、「障害者の雇用の促進に関する法律」の改正に伴い、平成 18 年 4 月から精神障がい者が法定雇用率算定の対象となりました。

さらに、障がい者が住み慣れた地域において自立した生活を営みながら、安心して暮らすことができることを目的とする「障害者自立支援法」が、平成 18 年 4 月及び 10 月に、段階的に施行されました。これにより、障がいの種別ごとに別々の法律に基づいて実施されてきた障がい者の福祉サービスが一元化・再編されるとともに、支給決定に関する仕組みの透明化・明確化、制度をより安定的に運営するための国・都道府県の費用負担の義務化などが図られました。

本町においては、平成 10 年 3 月、障がい者が社会の一員として個性と能力を活かし、自己の選択・決定のもとに、あらゆる社会活動に参加できる社会づくりをめざし、「石井町障害者福祉計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で快適に、豊かに、共に生きられるノーマライゼーション社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に展開してきました。

また、平成 19 年 3 月には、障害者基本法及び障害者自立支援法に基づき、障がい者のため施策に関する基本的な事項及び障がい福祉サービス等の必要量の見込み及びそれを確保するための供給体制等を定める「石井町障害者計画・石井町障害福祉計画」を策定し、さらに平成 21 年 3 月には「石井町障害福祉計画」の見直しを行い、「第 2 期石井町障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等の充実を図っています。このたび、「石井町障害者計画」と「第 2 期石井町障害福祉計画」の計画期間が終了することから計画を見直し、新たに「第 2 期石井町障がい者計画・第 3 期石井町障がい福祉計画」として策定するものです。

第 2 期石井町障がい者計画・第 3 期石井町障がい福祉計画は、策定を義務づけられた法定計画であり、障がい者のための施策に部門別計画に位置づけられたものです。また、このほか国の障害者

基本計画や、徳島県の障害者計画との連携や、役割分担にも留意して定めております。

## ◇ 計画期間

「第2期石井町障がい者計画」は、平成29 年度を目標年度とする6年間の計画です。「第3期石井町障がい福祉計画」は平成24 年度から平成26 年度の3年間の計画です。なお、国・県の動向等に合わせながら必要な見直しを行います。

## ◇ 法的な位置づけ

「第2期石井町障がい者計画」は、障がい者のための施策全般に関する指針を示す基本計画であるのに対して、「第3期石井町障がい福祉計画」は、障がい福祉サービス等の提供に関する体制づくりやサービスを確保するための計画となります。

### 【参考】

#### 《 障害者基本法(抄) 》

##### 第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

#### 《 障害者自立支援法(抄) 》

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### \* 「障がい者」、「障がい」の表記について

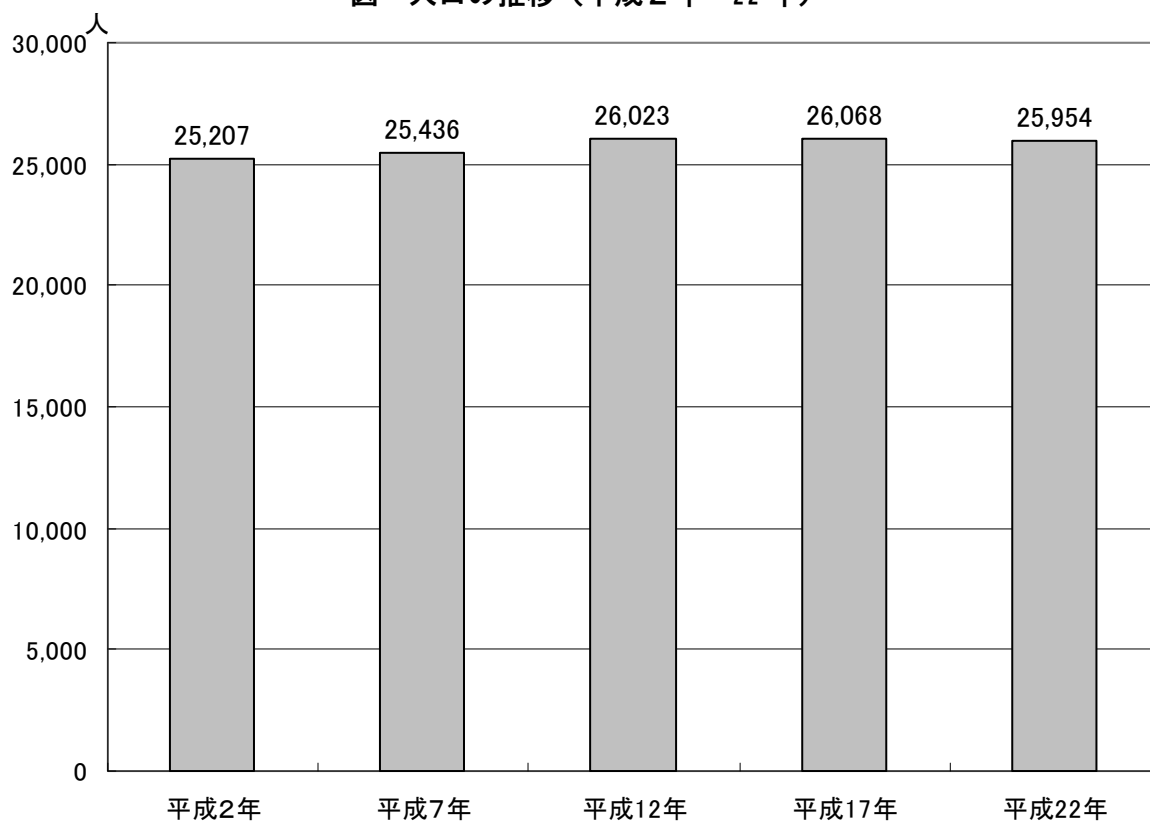
本計画書では、漢字表記であった「障害者」「障害」の文字について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」「障がい」と表記しています。

# 第1章 石井町の障がい者を取り巻く状況

## 1. 人口の推移

- 平成22年10月現在の国勢調査人口は、25,954人となっており平成17年から約100人減少しています。

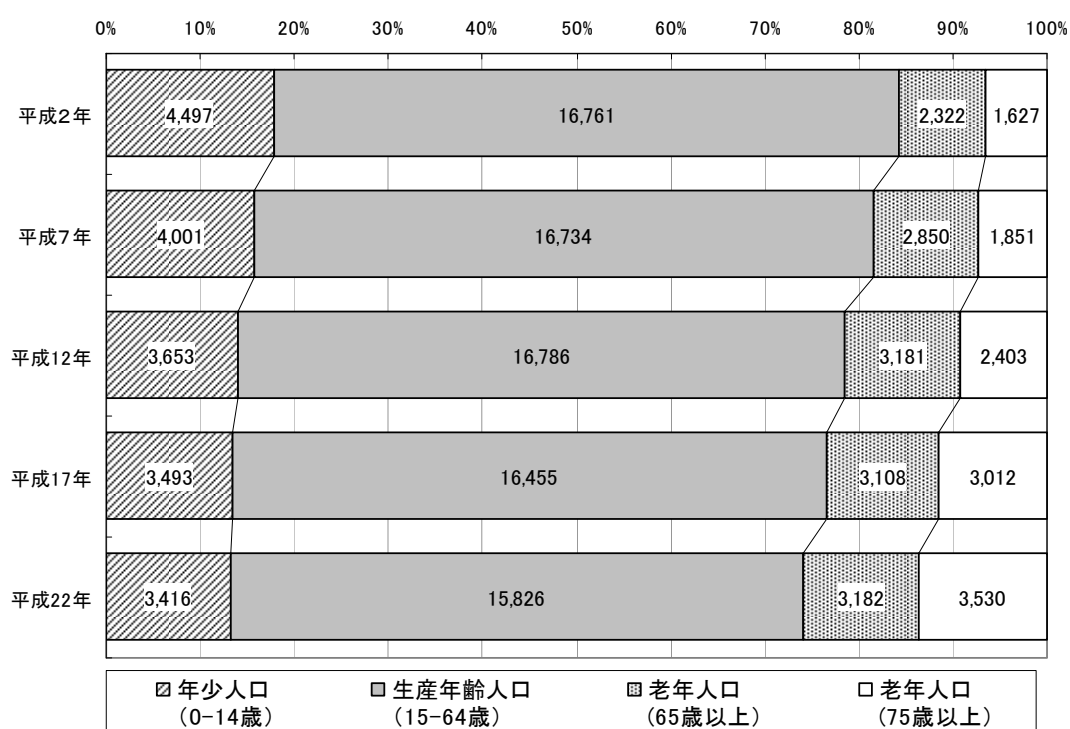
図 人口の推移（平成2年～22年）



資料：国勢調査（総務省）

- 平成 22 年現在の年齢区分別の人口は、年少人口（0～14 歳）が 3,416 人（13.2%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 15,826 人（60.9%）、老年人口のうち前期高齢者（65～74 歳）が 3,182 人（12.3%）、後期高齢者（75 歳以上）が 3,530 人（13.6%）となっています。
- 平成 22 年における高齢化率は、25.9%となっています。
- 年少人口と生産年齢人口は、年々減少し、老年人口は増加してきています。

図 年齢区分別人口の推移（平成 2 年～22 年）



資料：国勢調査（総務省）

表 年齢区分別人口の推移（平成 2 年～22 年）

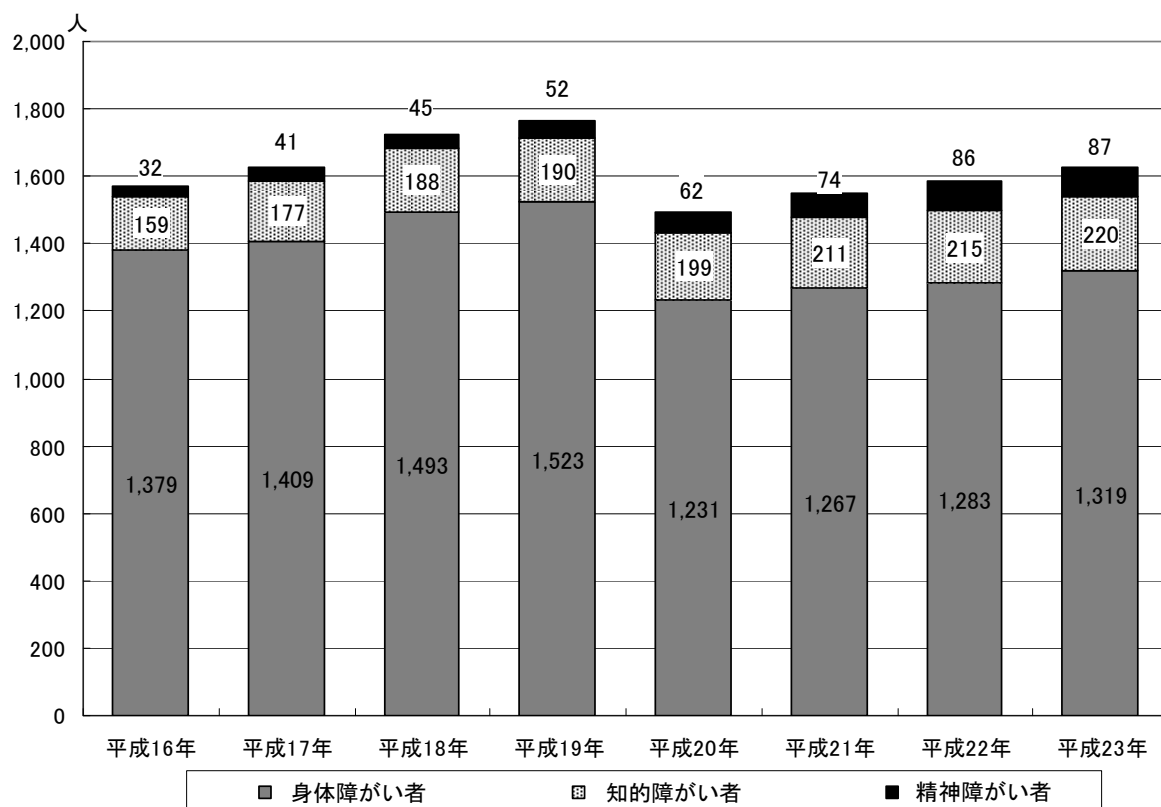
| 区 分   | 総 数    | 年少人口<br>(0-14歳) | 生産年齢人口<br>(15-64歳) | 老年人口<br>(65～74歳) | 老年人口<br>(75歳以上) |
|-------|--------|-----------------|--------------------|------------------|-----------------|
| 平成2年  | 25,207 | 4,497           | 16,761             | 2,322            | 1,627           |
| 平成7年  | 25,436 | 4,001           | 16,734             | 2,850            | 1,851           |
| 平成12年 | 26,023 | 3,653           | 16,786             | 3,181            | 2,403           |
| 平成17年 | 26,068 | 3,493           | 16,455             | 3,108            | 3,012           |
| 平成22年 | 25,954 | 3,416           | 15,826             | 3,182            | 3,530           |

資料：国勢調査（総務省）

## 2. 障がい者手帳所持者数の推移

- 平成 23 年 4 月現在、障がい者手帳所持者総数は、1,628 人となっており人口（平成 22 年 10 月現在、25,954 人）の 6.3%となっています。
- 障がい別では、身体障がい者手帳所持者が 1,319 人、療育手帳所持者が 220 人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が 87 人となっています。
- 身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者ともに、近年はやや増加の傾向にあります。

図 障がい者手帳所持者数の推移

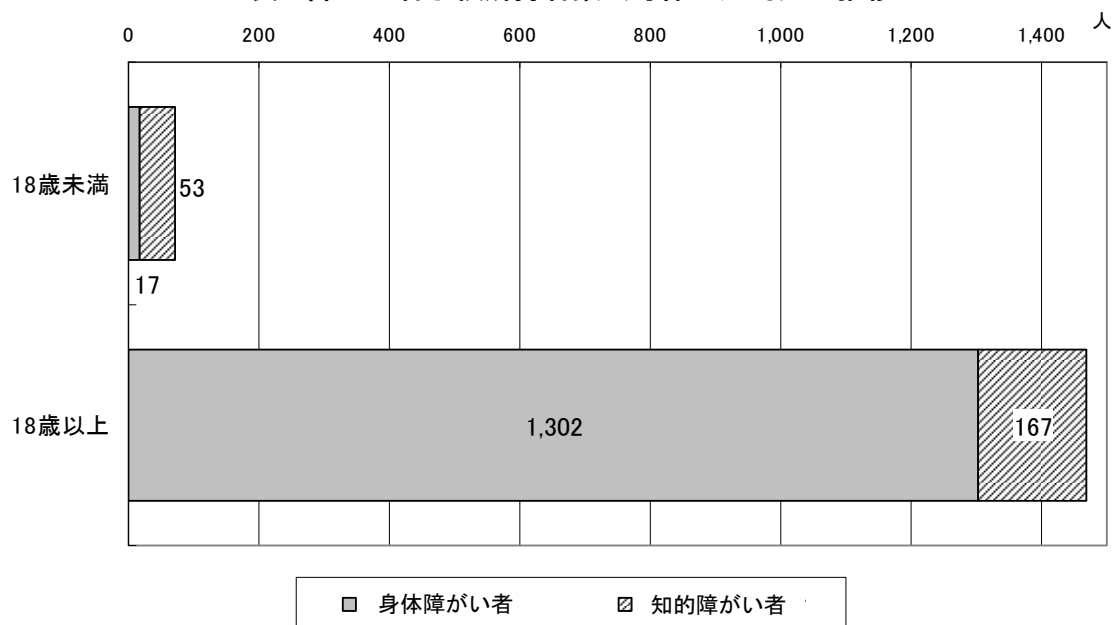


資料：石井町（各年 4 月 1 日現在）

※平成 20 年の大幅な減少は、死亡や町外への転出に関する届出ができていないものについて調査した結果、資格喪失が確認されたことに起因する。

- 年齢別では、障がい児（18 歳未満）が 70 人、18 歳以上で 1,469 人となっています。

表 障がい者手帳所持者数（身体・知的）の推移



資料：石井町（平成 23 年 4 月 1 日現在）

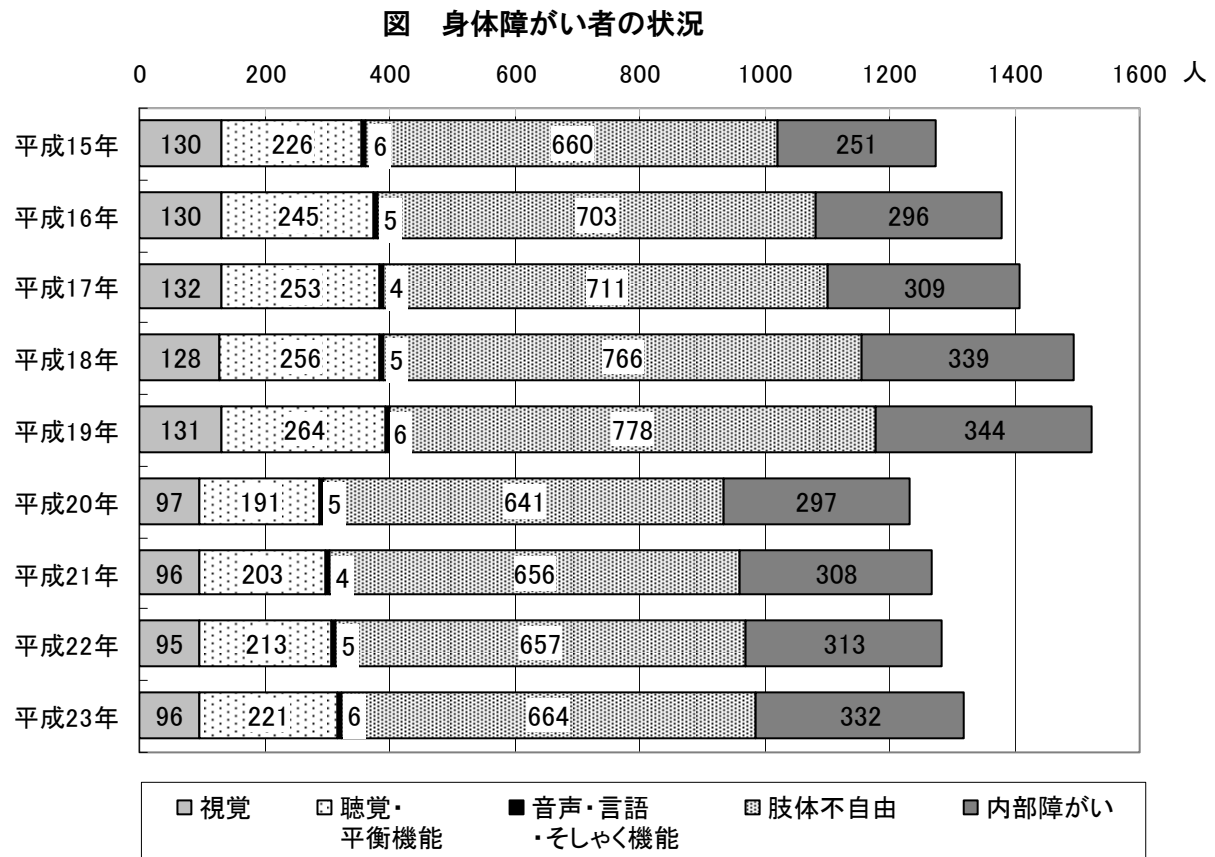
表 年齢別障がい手帳所持者数

| 区 分   |     | 合 計    | 身体障がい者 | 知的障がい者 |
|-------|-----|--------|--------|--------|
| 18歳未満 | 実 数 | 70     | 17     | 53     |
|       | 構成比 | 100.0% | 24.3%  | 75.7%  |
| 18歳以上 | 実 数 | 1,469  | 1,302  | 167    |
|       | 構成比 | 100.0% | 88.6%  | 11.4%  |
| 合 計   | 実 数 | 1,539  | 1,319  | 220    |
|       | 構成比 | 100.0% | 85.7%  | 14.3%  |

資料：石井町（平成 23 年 4 月 1 日現在）

### 3. 身体障がい者の状況

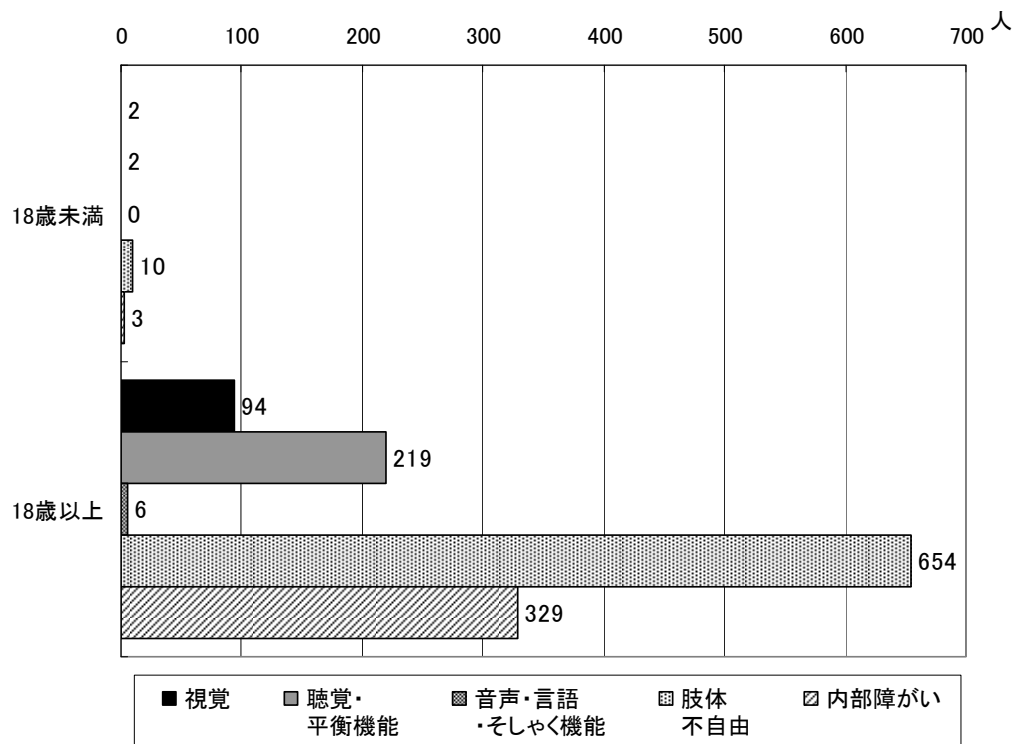
- 平成 23 年 4 月現在、身体障がい者の障がい種別でみると「肢体障がい」が 664 人（構成比 50.3%）で最も多く、次いで「内部障がい」が 332 人（構成比 25.2%）、「聴覚・平衡機能障がい」が 221 人（構成比 16.8%）の順となっています。



資料：石井町（各年 4 月 1 日現在）

- 年齢別では、すべての障がい種別で「65 歳以上」が多く、「肢体不自由」が特に多くなっています。

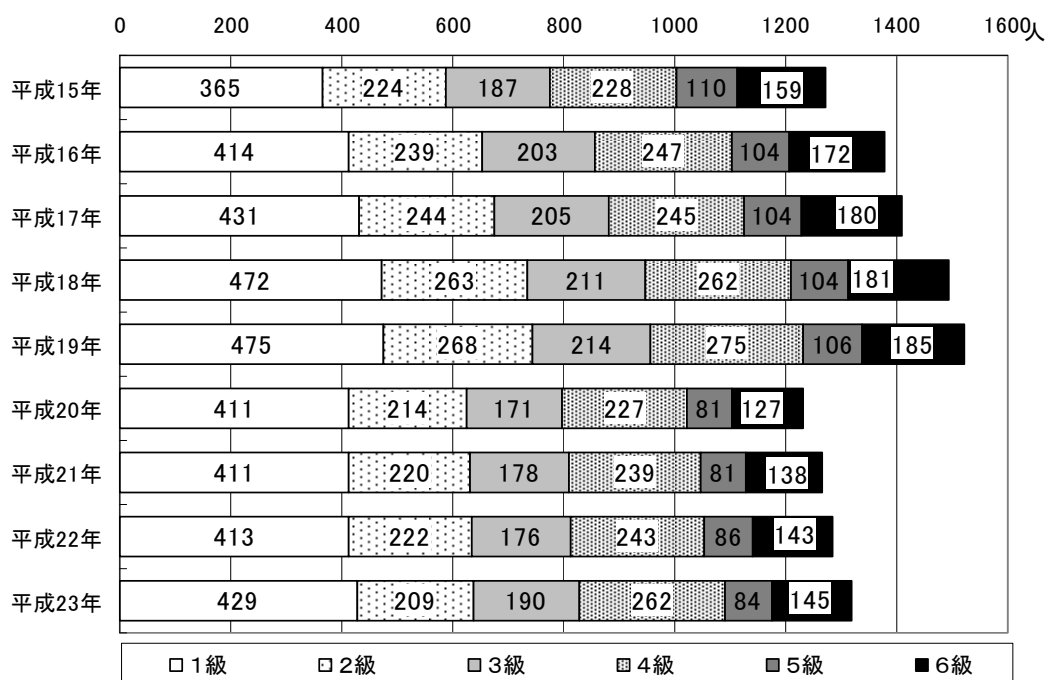
図 障がい種別・年齢区分別身体障がい者数



資料：石井町（平成 23 年 4 月 1 日現在）

- 等級別では「1 級」で 429 人、「4 級」で 262 人などとなっています。

図 等級別身体障がい者数の推移

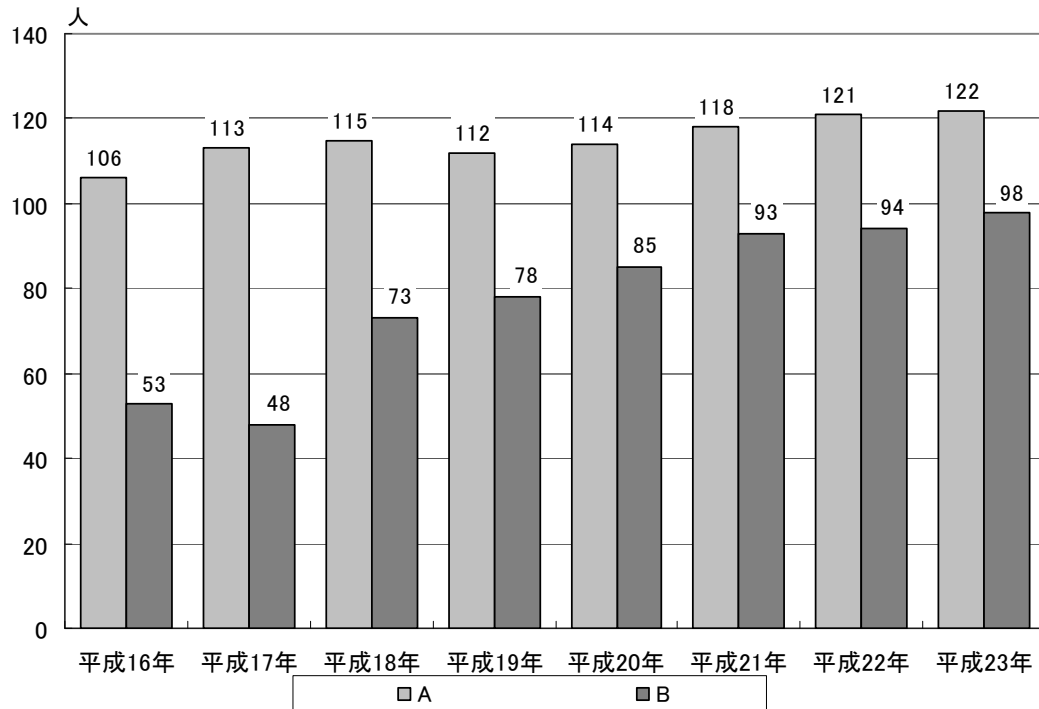


資料：石井町（各年 4 月 1 日現在）

## 4. 知的障がい者の状況

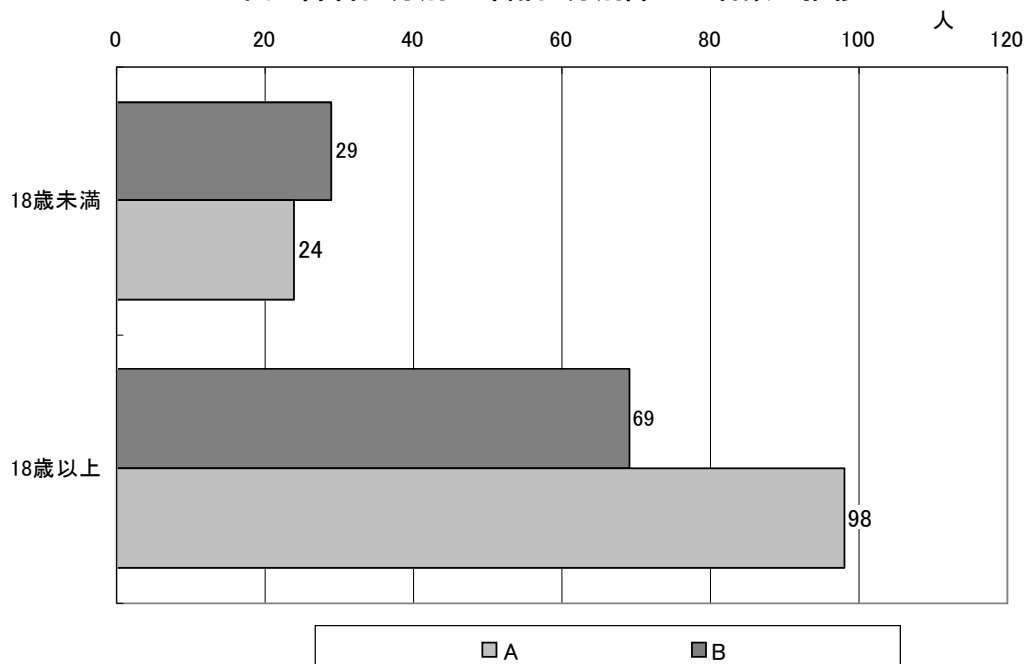
- 平成 23 年 4 月現在、知的障がい者は「A（重度）」が 122 人（構成比 55.5%）で最も多く、次いで「B（中、軽度）」が 98 人（構成比 44.5%）となっています。

図 知的障がい者の推移



資料：石井町（各年 4 月 1 日現在）

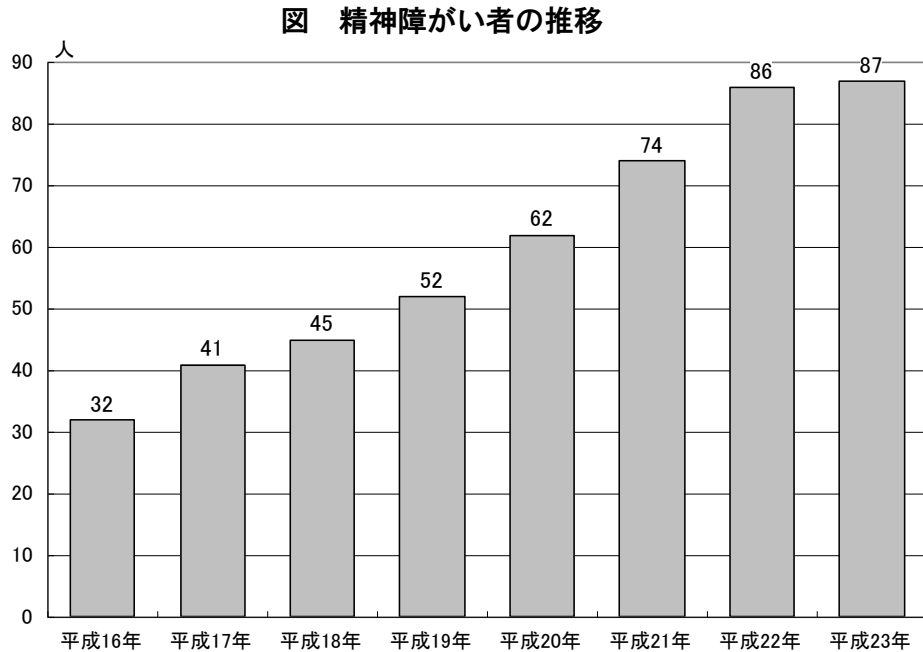
図 障害区分別・年齢区分別障がい者数の推移



資料：石井町（平成 23 年 4 月 1 日現在）

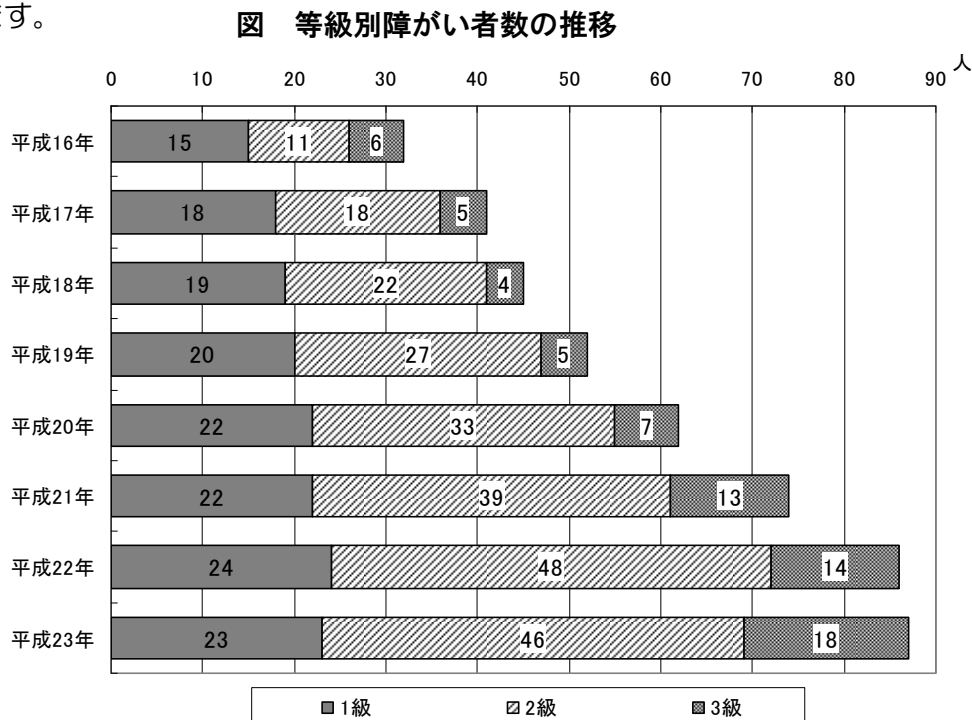
## 5. 精神障がい者の状況

- 平成 23 年 4 月現在、精神障がい者保健福祉手帳所持者は 87 人であり、近年は増加の傾向にあります。



資料：石井町（各年 4 月 1 日現在）

- 平成 23 年 4 月現在、精神障がい者は「2 級」が 46 人（構成比 52.9%）で最も多く、次いで「1 級」が 23 人（構成比 26.4%）、「3 級」が 18 人（構成比 20.7%）となっています。



資料：石井町（平成 23 年 4 月 1 日現在）

## 6. アンケート調査結果（抜粋）

### （１）調査の概要

#### ① 調査対象

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持つ方 1,457人

#### ② 調査方法

郵送による調査票の送付・回収。

調査期間は、平成23年8月15日（発送）から8月31日（投函締切り）まで。

#### ③ 調査基準日

平成23年8月1日

#### ④ 回収結果

調査票回収数 658票

調査分析対象数 649票（有効回答率 44.5%）

| 所持手帳         | 有効回収数 |
|--------------|-------|
| 身体障がい者手帳     | 542   |
| 療育手帳         | 77    |
| 精神障がい者保健福祉手帳 | 38    |
| 合 計          | 657   |

#### ⑤ 備考

単数回答の質問については帯グラフで示し、複数回答の質問については横棒グラフで示している

質問に対して回答がなかったもの、または回答の判断が著しく困難なものを「無回答」と表記している。割合は無回答分も含めている。

率表示の数値は四捨五入しているため、単数回答の項目でも合計が100%にならない場合がある。

グラフのN数は、有効標本数（集計対象者総数）を表している。

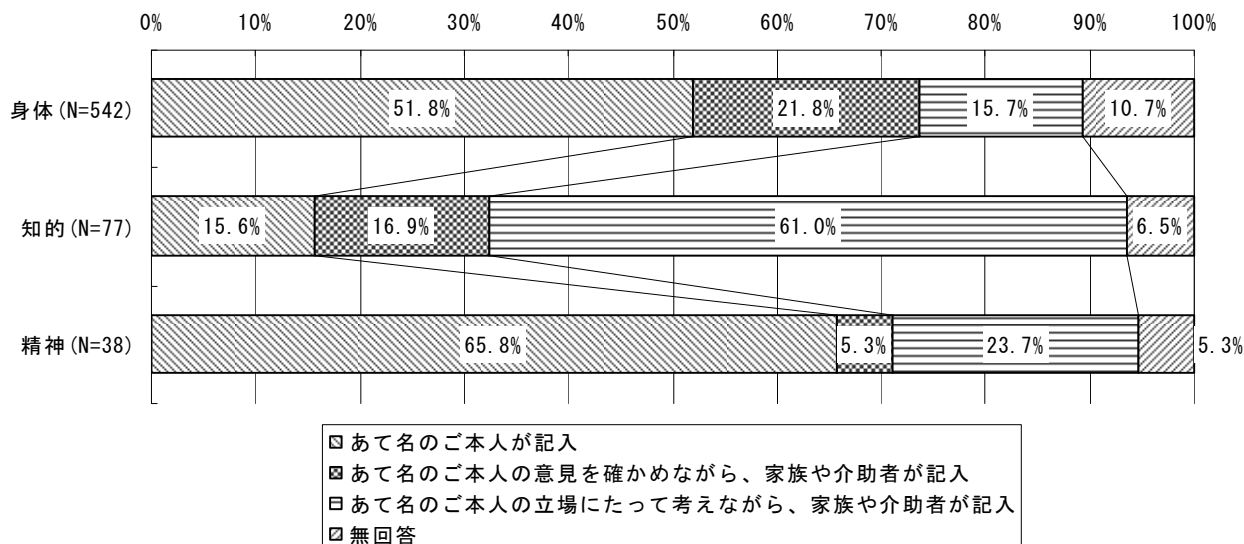
図表中の〈SA〉は単数回答、〈MA〉は複数回答を表している。

本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合がある。

## (2) 調査結果

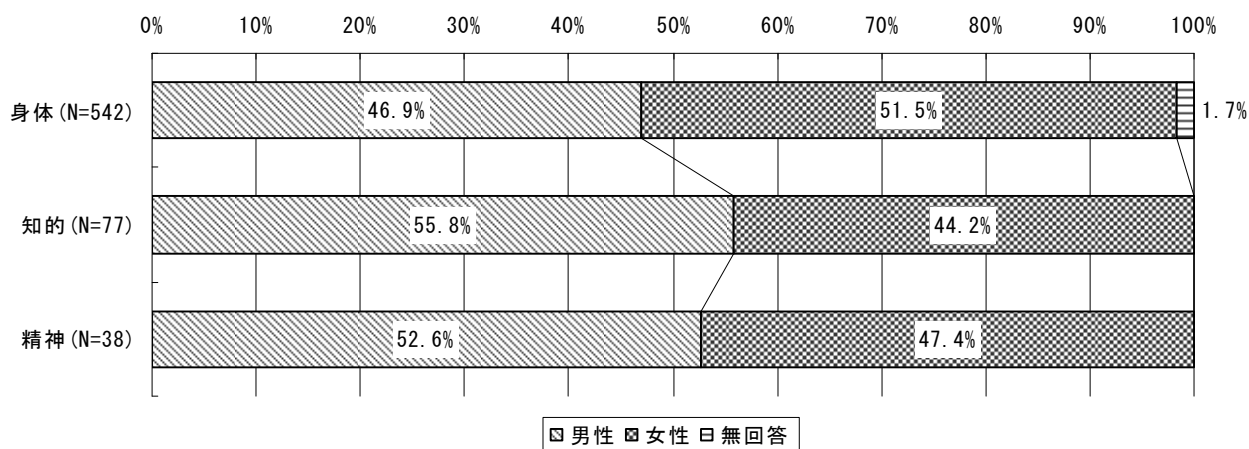
### 問1 調査票にお答えになる方はどなたですか。(〇は1つ)

【問1】調査票の回答者〈SA〉

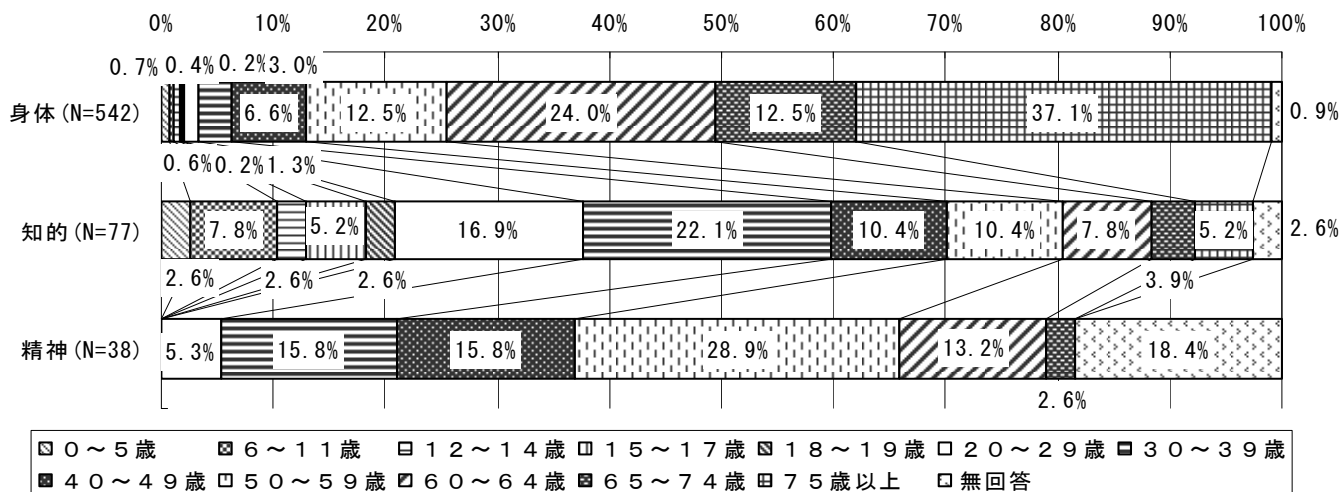


### 問2. あなたの性別と年齢は。

【問2①】性別〈SA〉

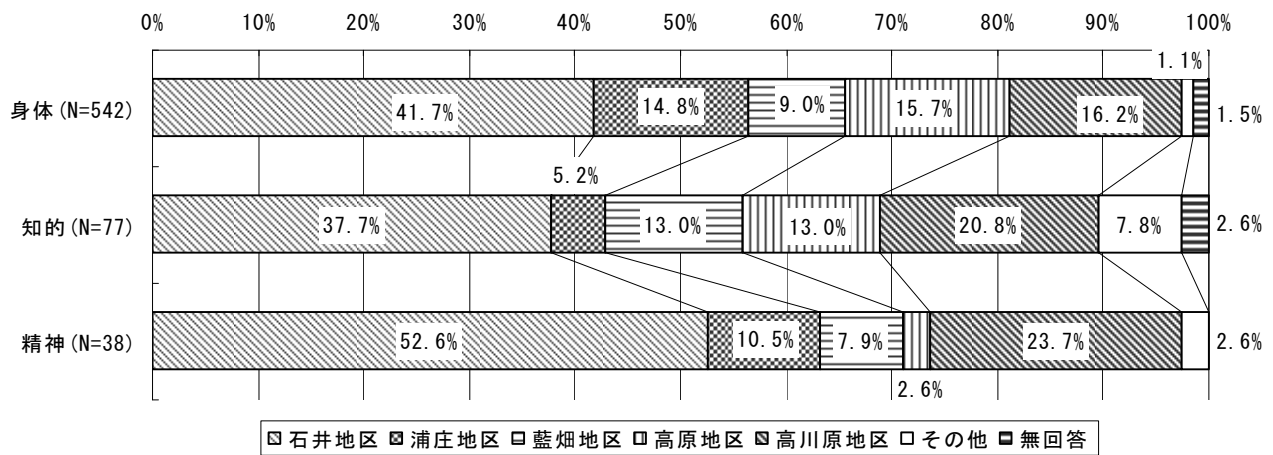


【問2②】年齢〈SA〉



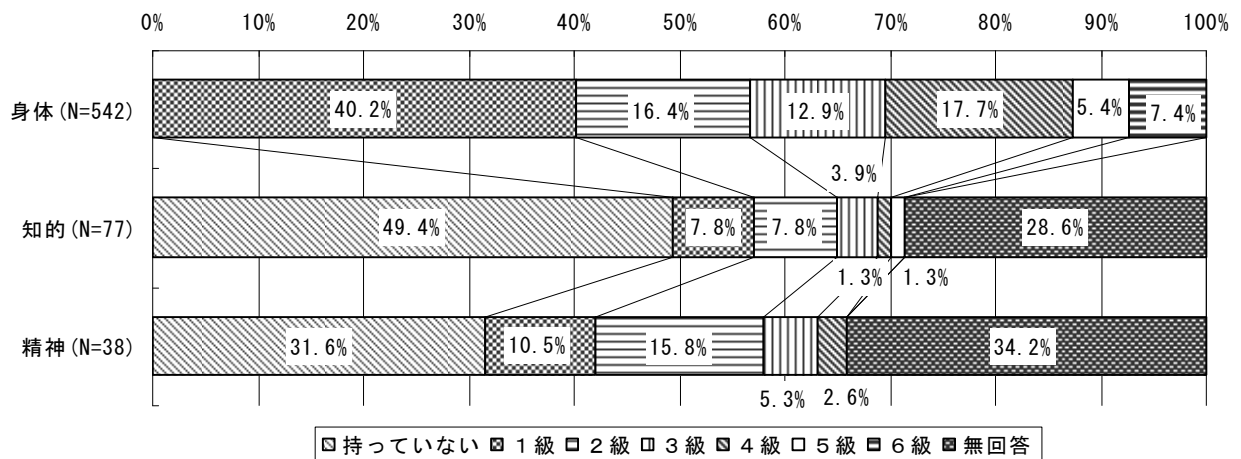
問3. あなたの住んでいる地区名は。(〇は1つ)

【問3】居住地区〈SA〉

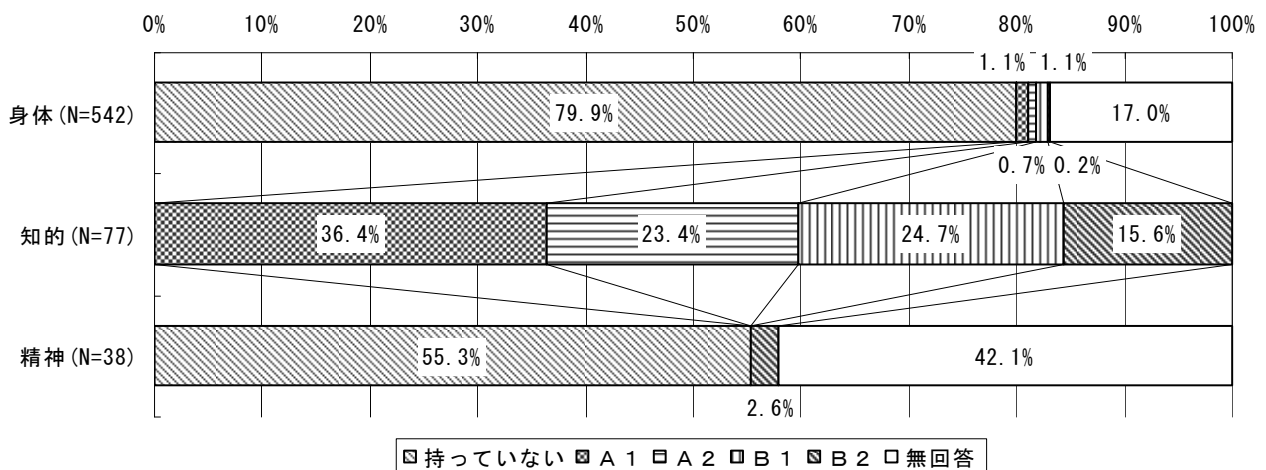


問6. あなた(ご本人)のお持ちの手帳は、つぎのどれですか。

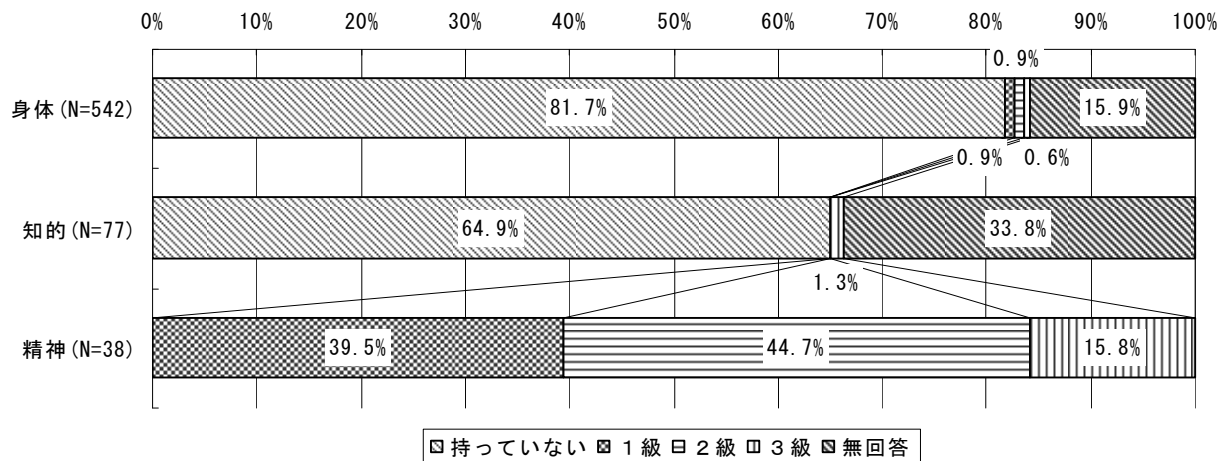
【問6(1)】身体障がい者手帳〈SA〉



【問6(3)】療育手帳〈SA〉

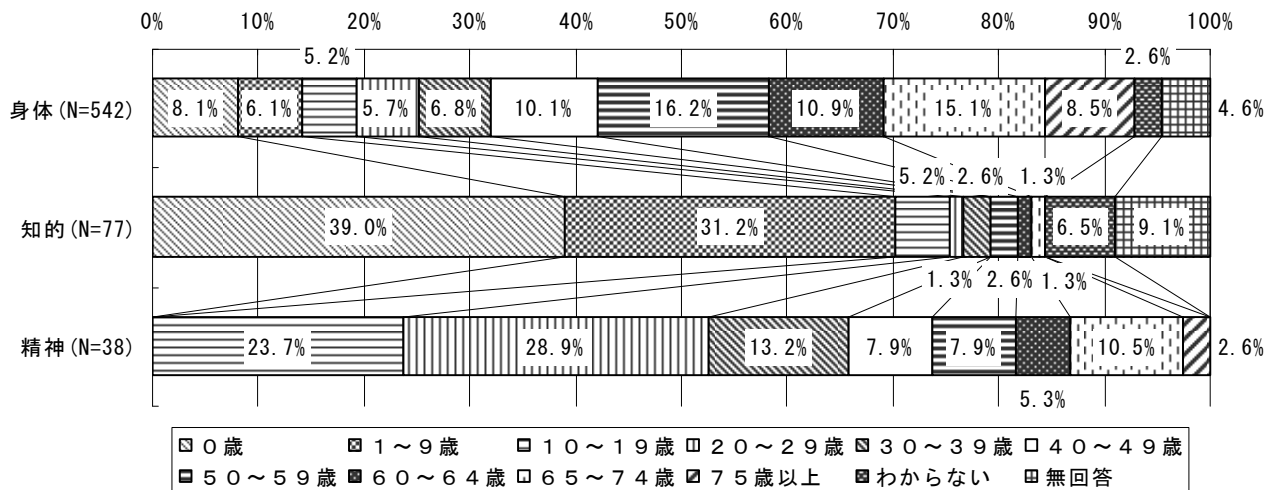


【問6(4)】精神障がい者保健福祉手帳〈SA〉



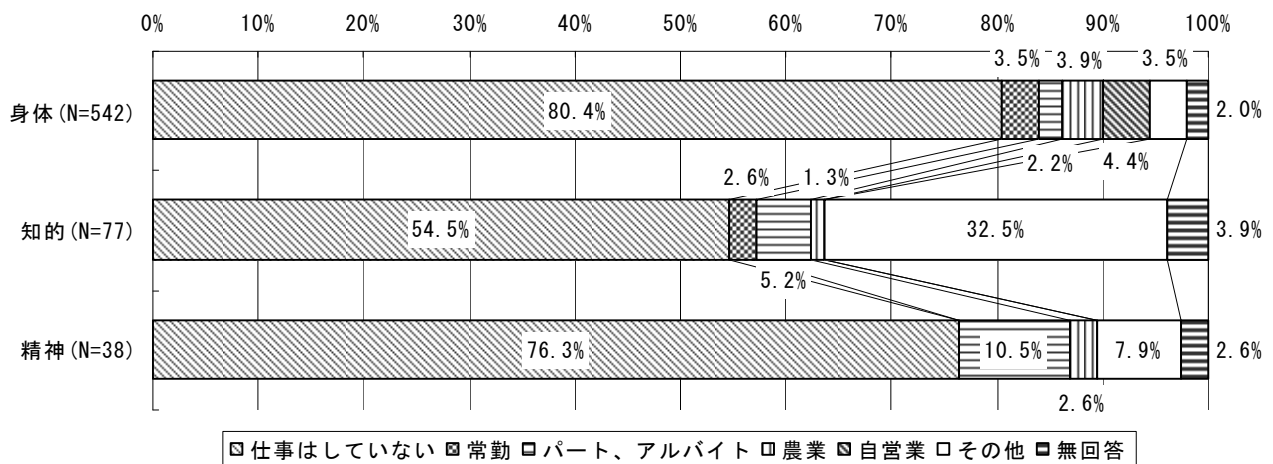
問7. あなたの障がいについてお聞きします。

【問7(1)】障がいが生じた年齢〈SA〉



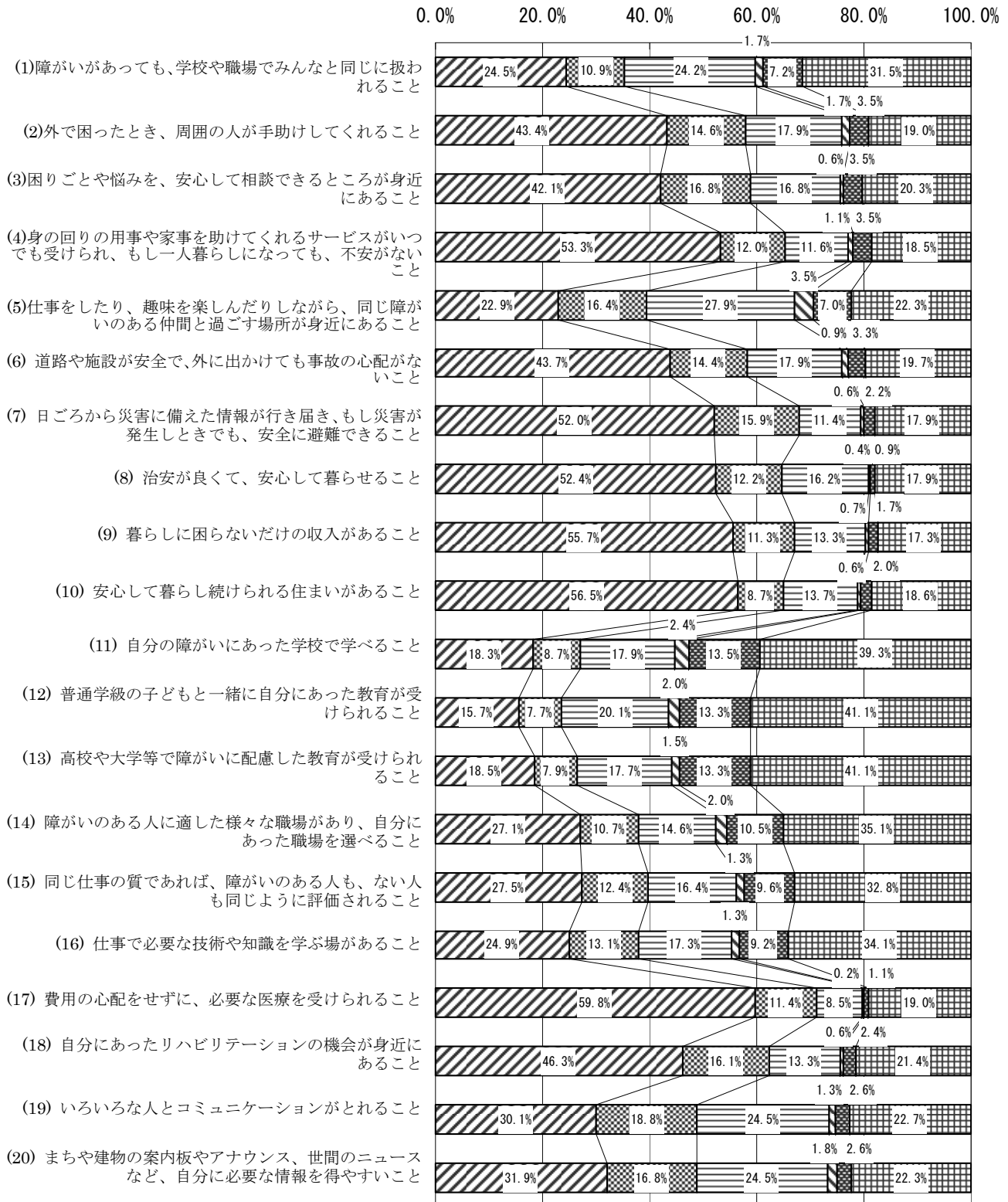
問8. あなたは現在仕事をお持ちですか。(○は1つ)

【問8】現在仕事を持っているか〈SA〉



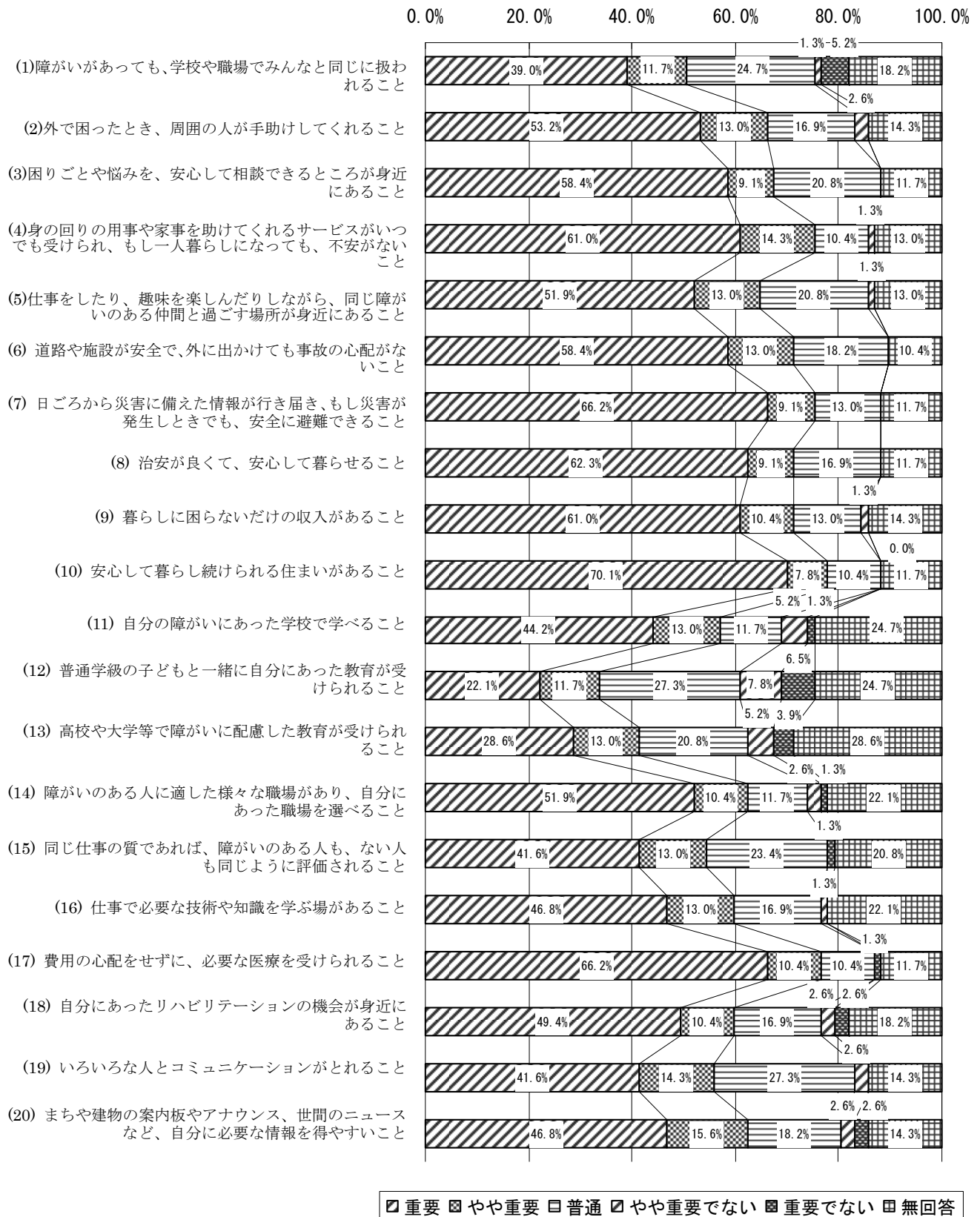
問9. 次の(1)～(20)までのことは、あなたにとってどのぐらい重要ですか。それぞれ、「1重要」から「5重要でない」のなかから、あてはまるものを選んでください。(○は1つ)

【問9】暮らしを取り巻く環境〈SA〉〔身体〕〈N=542〉

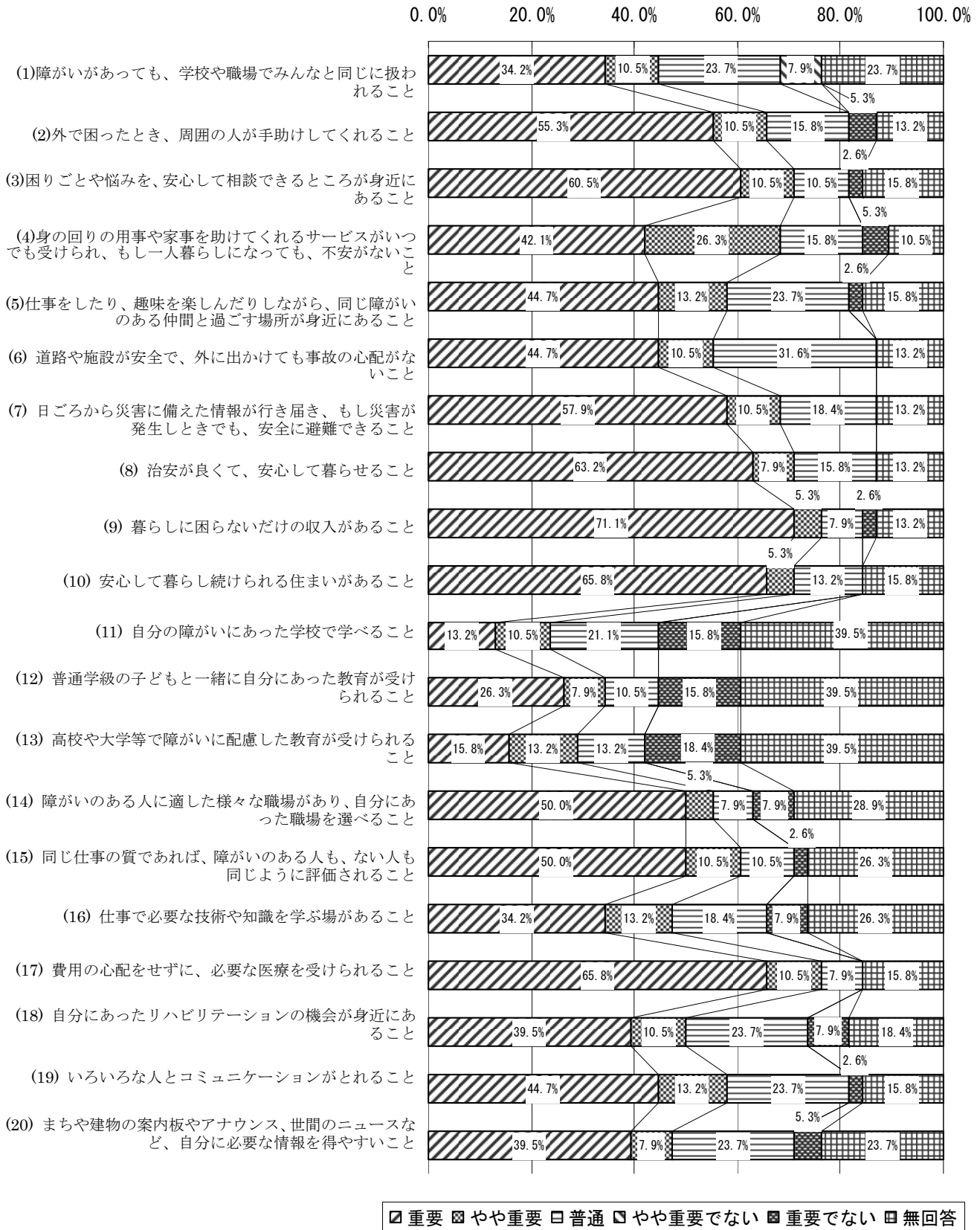


□ 重要 □ やや重要 □ 普通 □ やや重要でない □ 重要でない □ 無回答

【問9】暮らしを取り巻く環境〈SA〉〔知的〕〈N=77〉

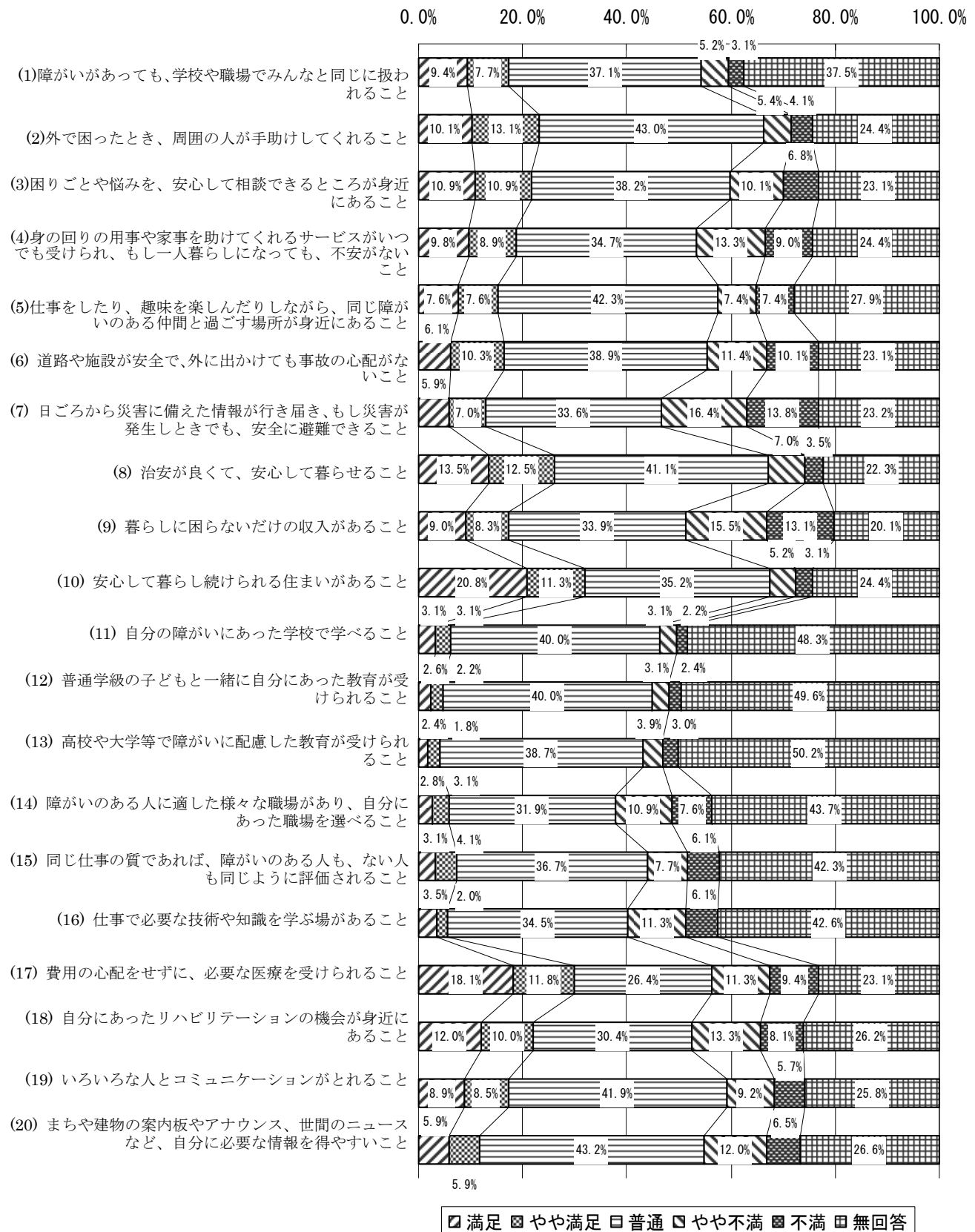


【問9】暮らしを取り巻く環境〈SA〉〔精神〕〈N=38〉



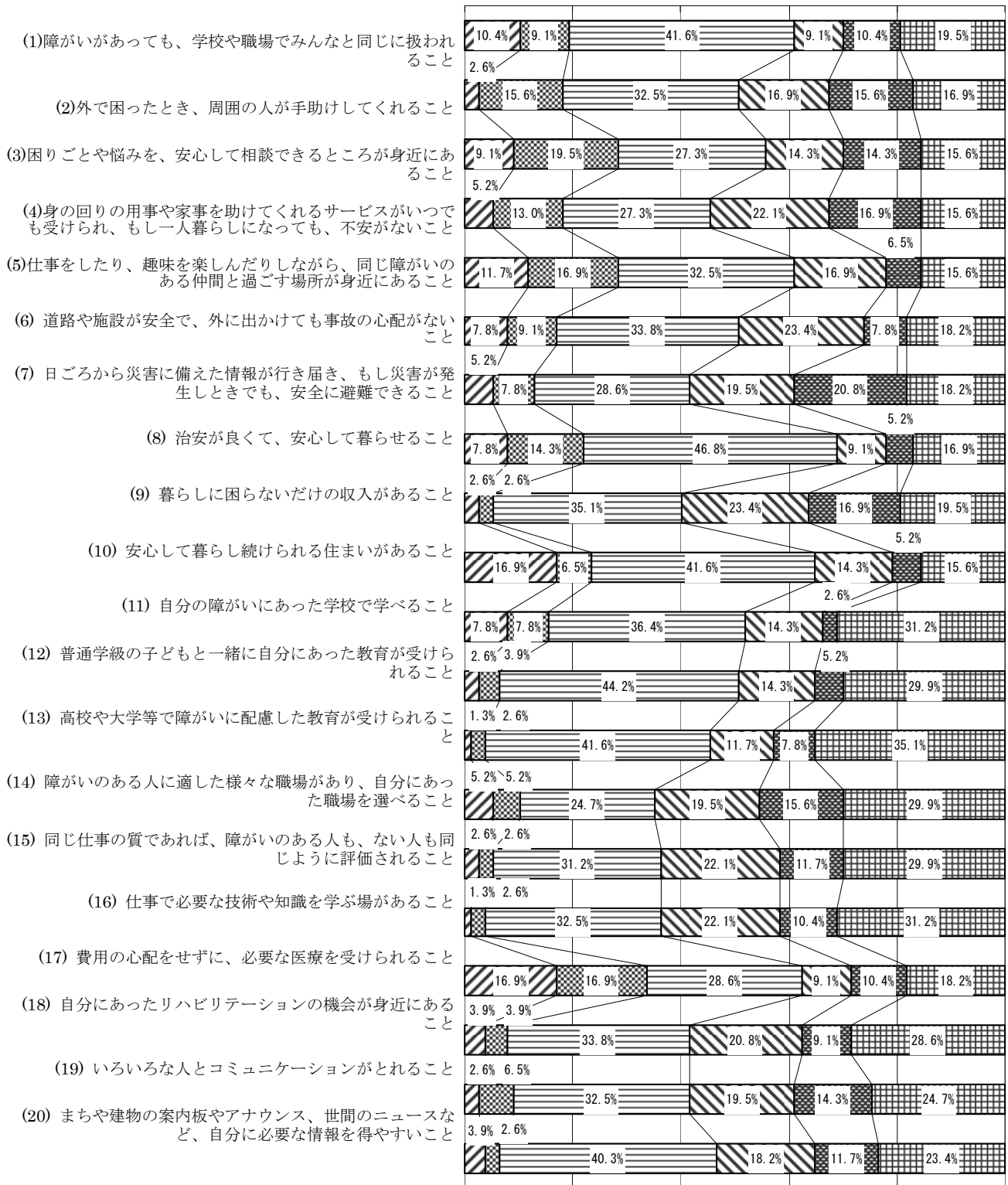
問 10. では、問9でお聞きした項目について、現在、あなたはどの程度満足していますか。  
「1満足」から「5不満」までの5段階でお答えください。(○は1つ)

【問10】満足度〈SA〉〔身体〕〈N=542〉



【問10】満足度〈SA〉〔知的〕〈N=77〉

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%

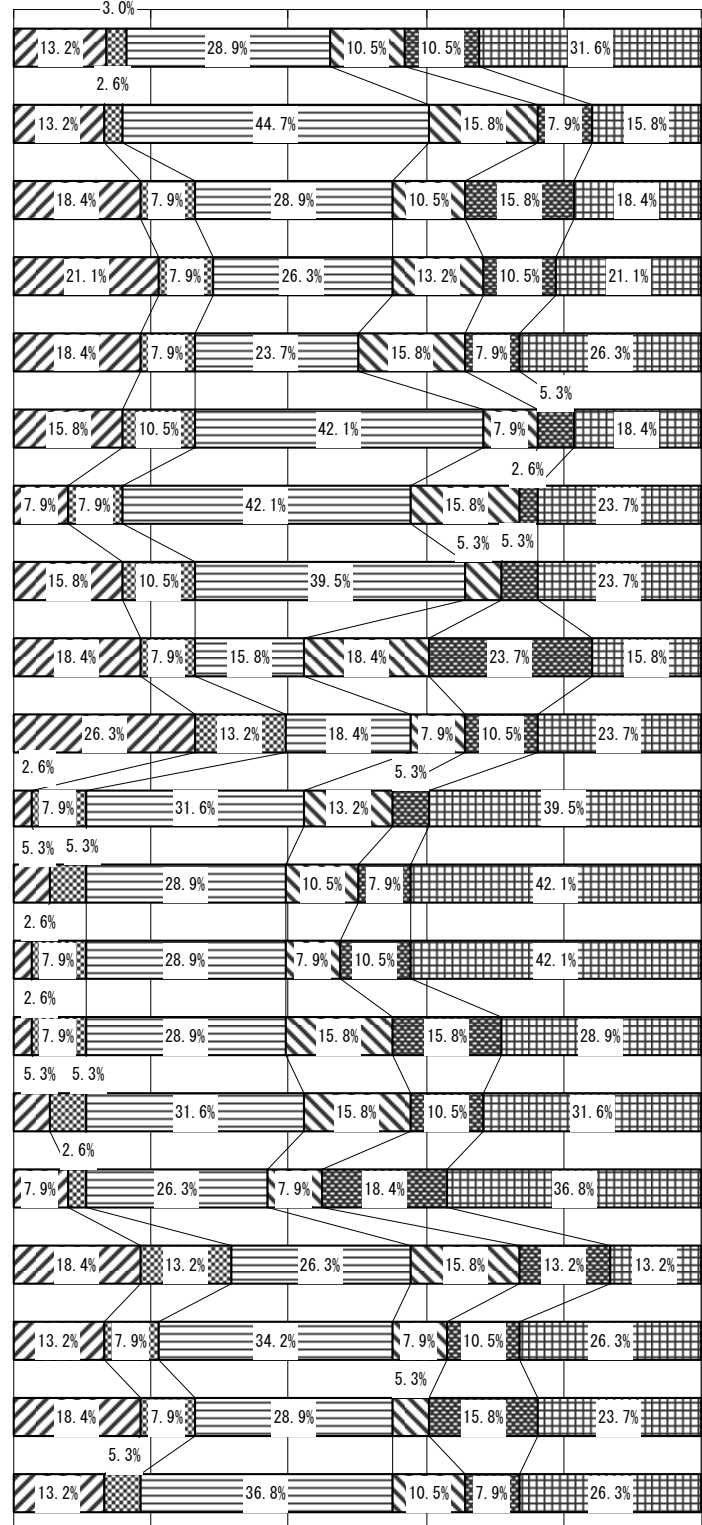


■ 満足 ■ やや満足 □ 普通 □ やや不満 ■ 不満 □ 無回答

【問10】満足度〈SA〉〔精神〕〈N=38〉

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%

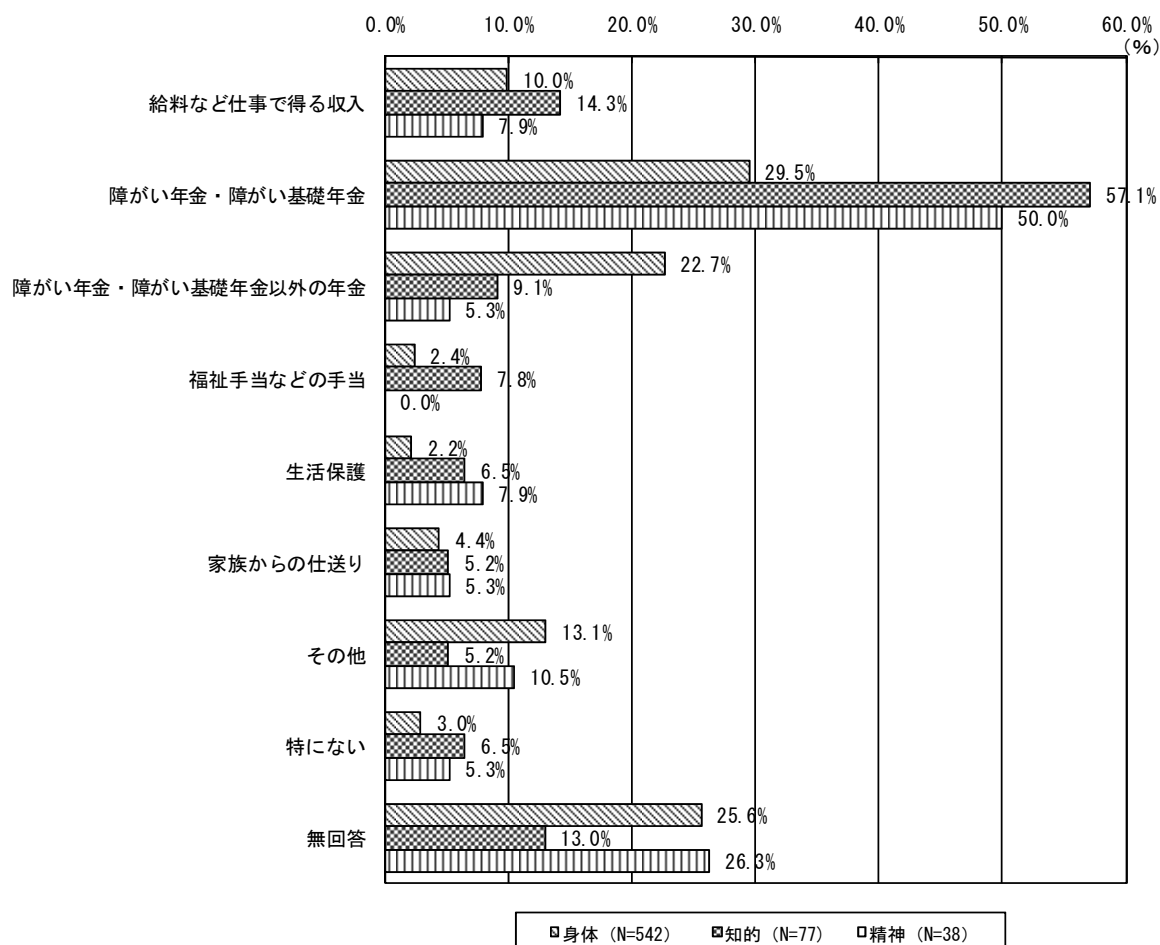
- (1) 障がいがあっても、学校や職場でみんなと同じに扱われること
- (2) 外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれること
- (3) 困りごとや悩みを、安心して相談できるところが身近にあること
- (4) 身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もし一人暮らしになっても、不安がないこと
- (5) 仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障がいのある仲間と過ごす場所が身近にあること
- (6) 道路や施設が安全で、外に出かけても事故の心配がないこと
- (7) 日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし災害が発生しときでも、安全に避難できること
- (8) 治安が良くて、安心して暮らせること
- (9) 暮らしに困らないだけの収入があること
- (10) 安心して暮らし続けられる住まいがあること
- (11) 自分の障がいにあった学校で学べること
- (12) 普通学級の子どもと一緒に自分にあった教育が受けられること
- (13) 高校や大学等で障がい配慮した教育が受けられること
- (14) 障がいのある人に適した様々な職場があり、自分にあった職場を選べること
- (15) 同じ仕事の質であれば、障がいのある人も、ない人も同じように評価されること
- (16) 仕事に必要な技術や知識を学ぶ場があること
- (17) 費用の心配をせずに、必要な医療を受けられること
- (18) 自分にあったリハビリテーションの機会が身近にあること
- (19) いろいろな人とコミュニケーションがとれること
- (20) まちや建物の案内板やアナウンス、世間のニュースなど、自分に必要な情報を得やすいこと



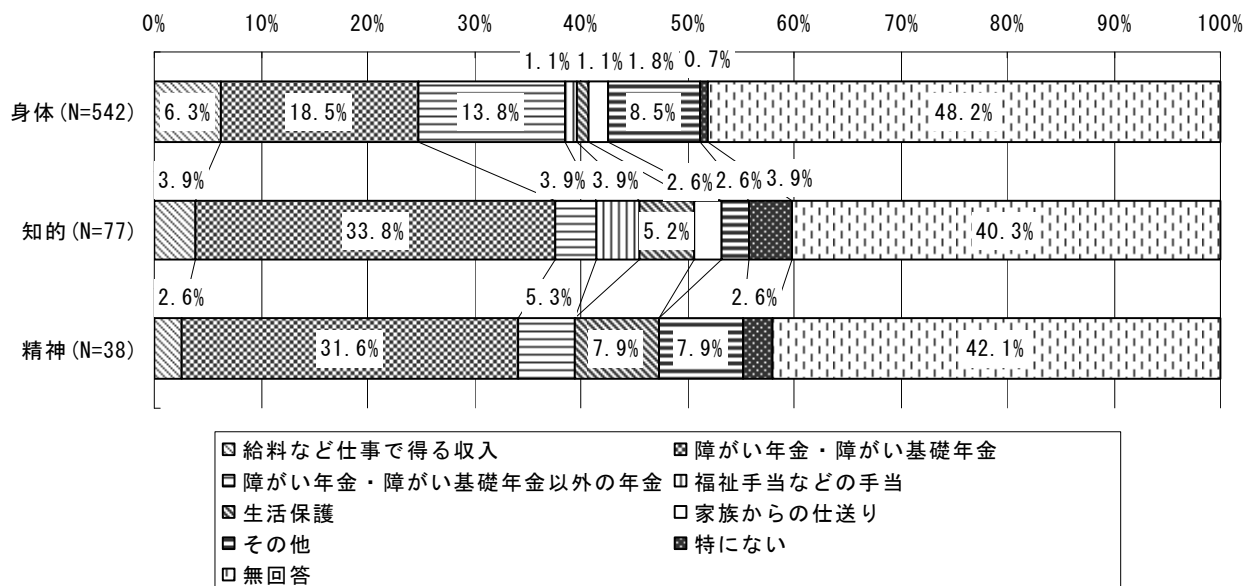
■ 満足 ■ やや満足 ■ 普通 ■ やや不満 ■ 不満 ■ 無回答

問 12. あなた自身の収入源は何ですか。また、そのなかでもっとも金額の多いものはどれですか。

【問12】収入源〈MA〉

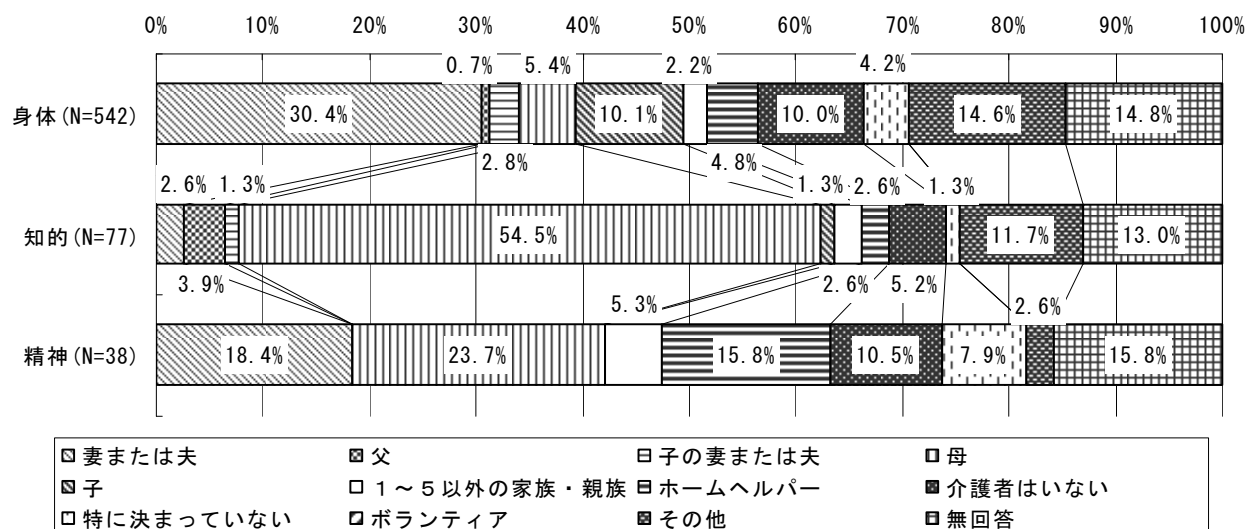


【問12(2)】最も金額の多い収入源〈SA〉



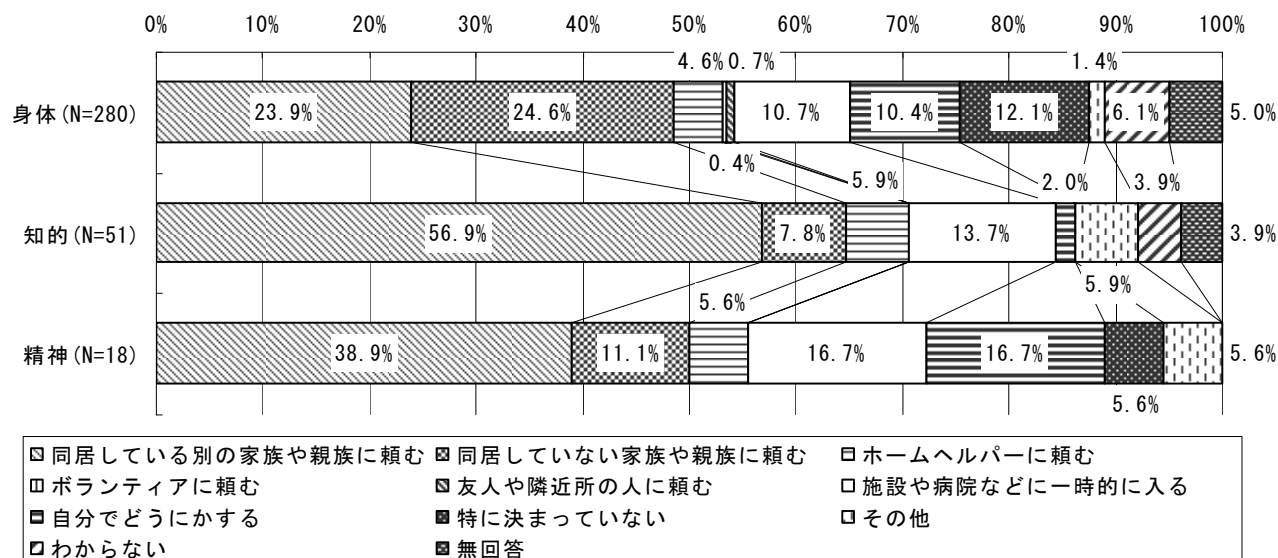
問 14. 主な介助者はどなたですか(○は1つ)

【問14】主な介護者〈SA〉



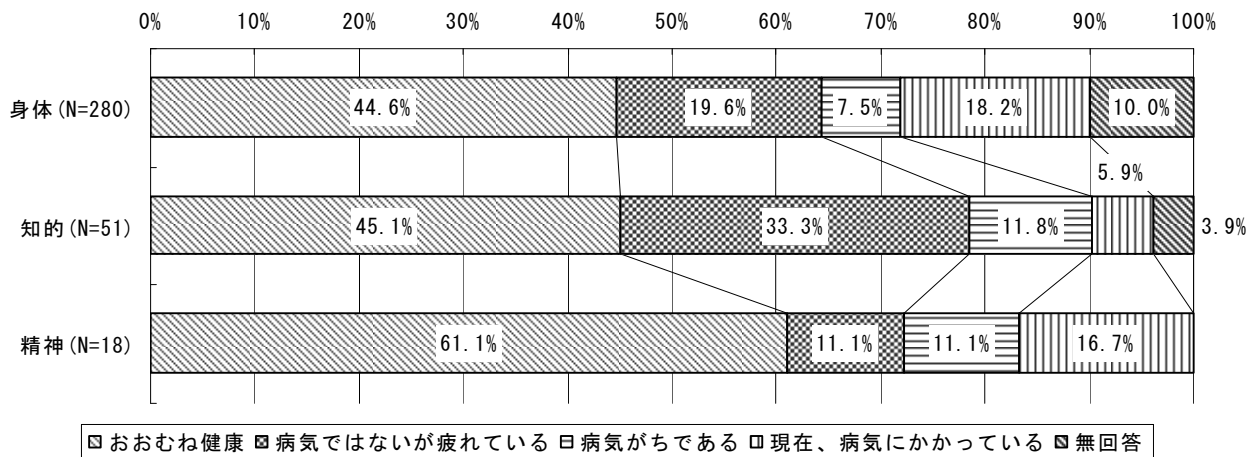
付問 14-1. (問 14 で1～6を選んだ方にお聞きします) 主な介護者が、病気や事故、用事などで一時的に介助ができなくなった場合、どうしていますか。(○は1つ)

【付問14-1】主な介護者が、一時的に介助ができなくなった場合、  
どうしているか〈SA〉



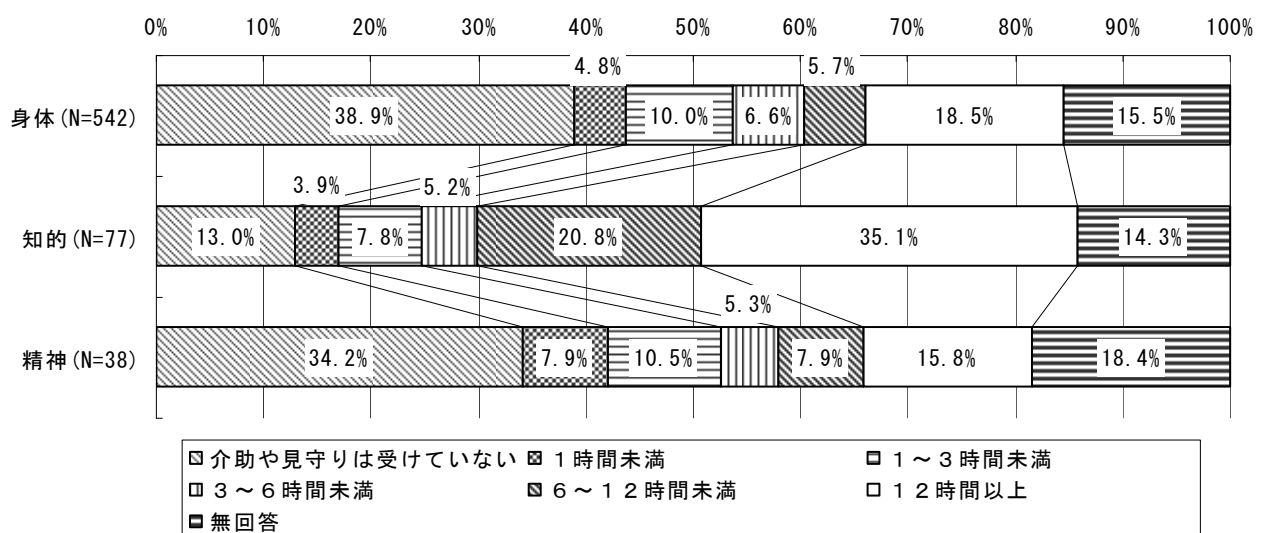
付問 14-2. (問 14 で1～6を選んだ方にお聞きします)主な介護者の健康状態はいかがですか。(○は1 つ)

【付問14-2】 主な介護者の健康状態 <SA>



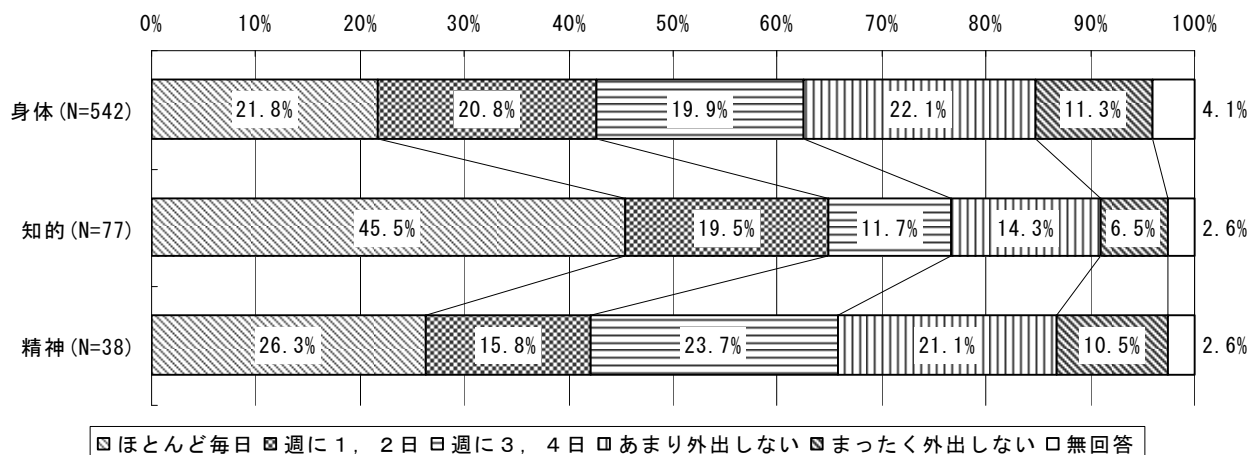
問 15. (再びすべての方にお聞きします)あなたが介助や見守りを受けている時間は、ふつうの1日で合計して何時間ぐらいですか(施設で介助や見守りを受けている時間も含めます)。(○は1つ)

【問15】 介助や見守りを受けている1日あたりの合計時間 <SA>



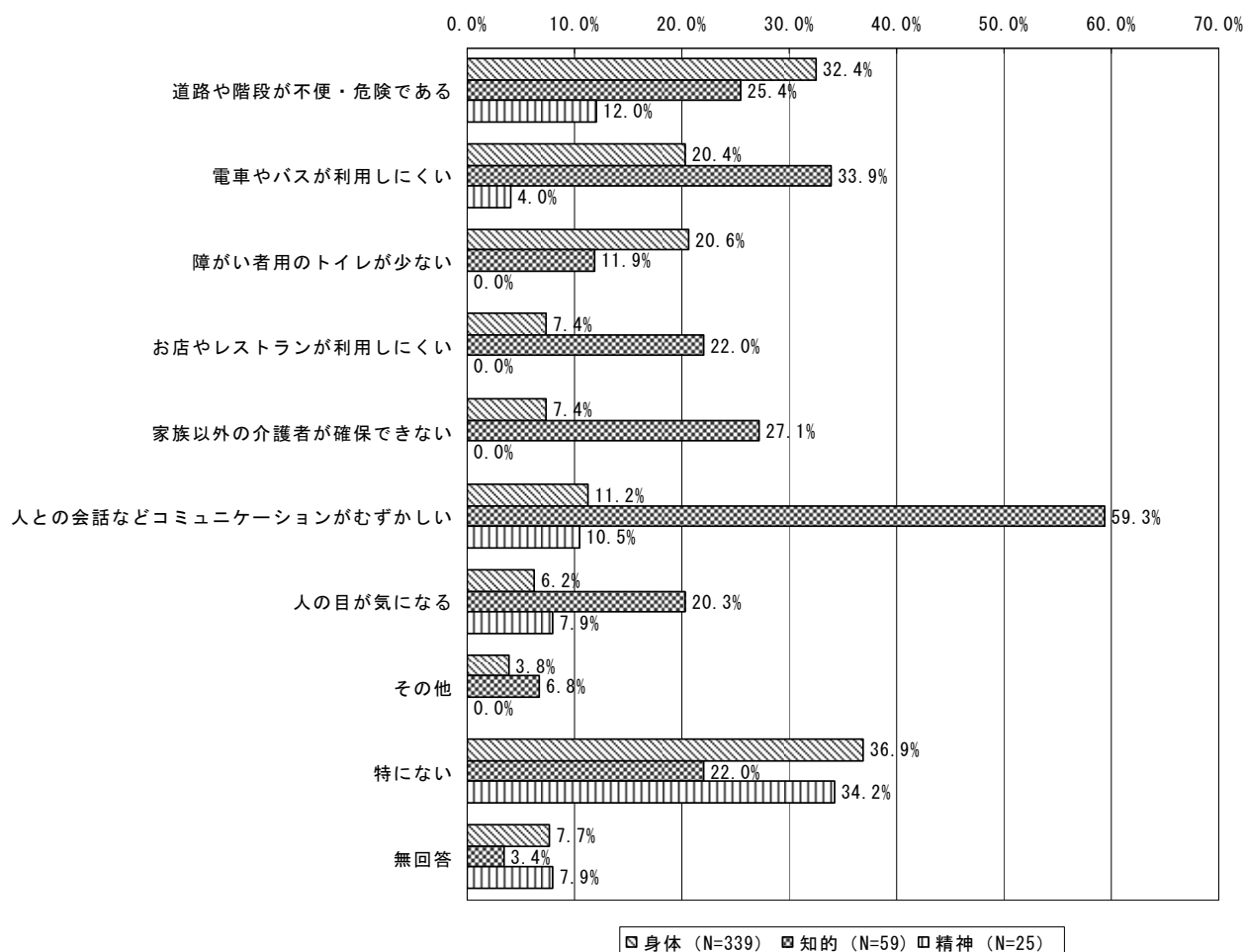
問 16. ふだん、あなたは 1 週間に何日ぐらい外出しますか。(○は1つ)

【問16】1週間に何日ぐらい外出するか〈SA〉



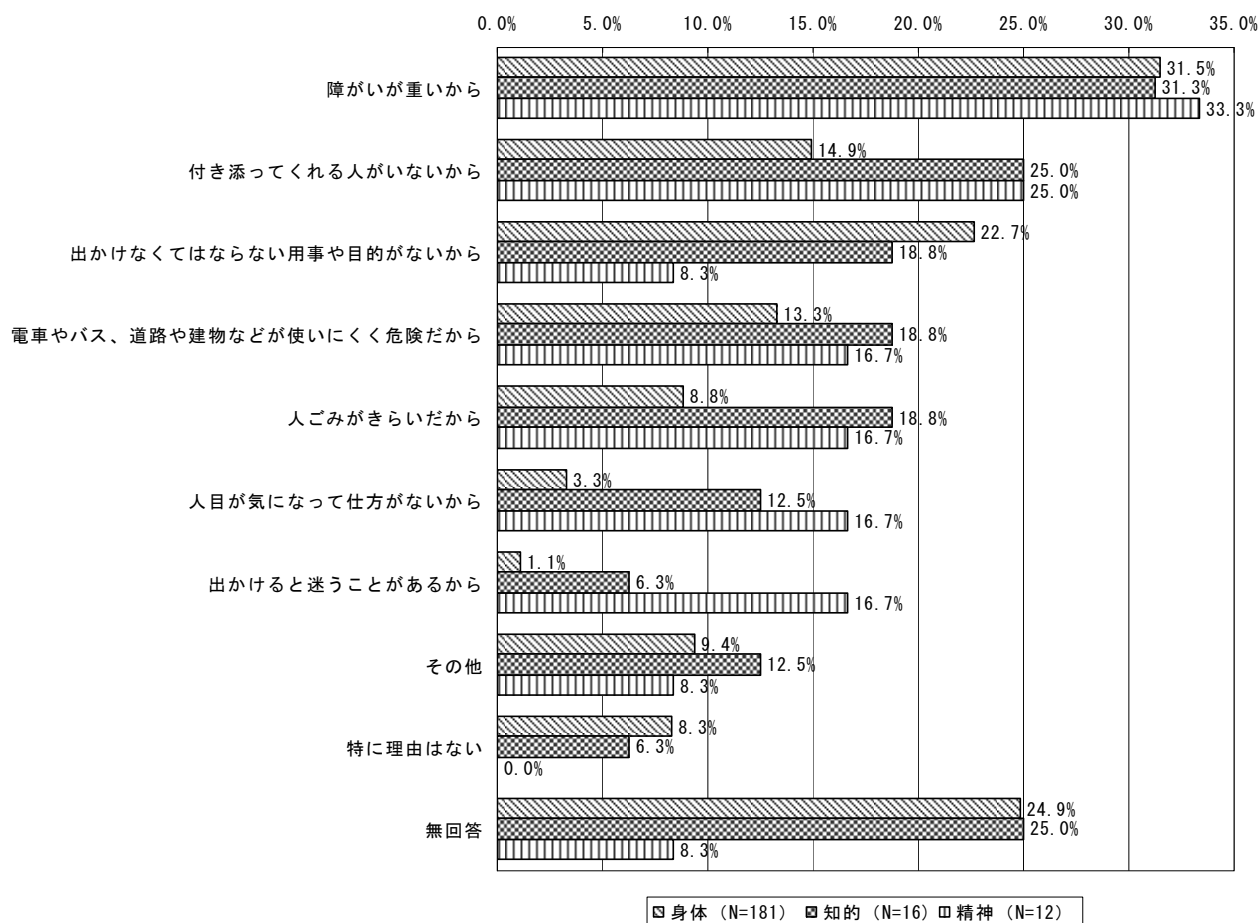
付問 16-2. (外出される方にお聞きします)あなたが外出したとき、何か困ることがありますか。(○はあてはまるものすべて)

【付問16-2】外出したときに困ること〈SA〉



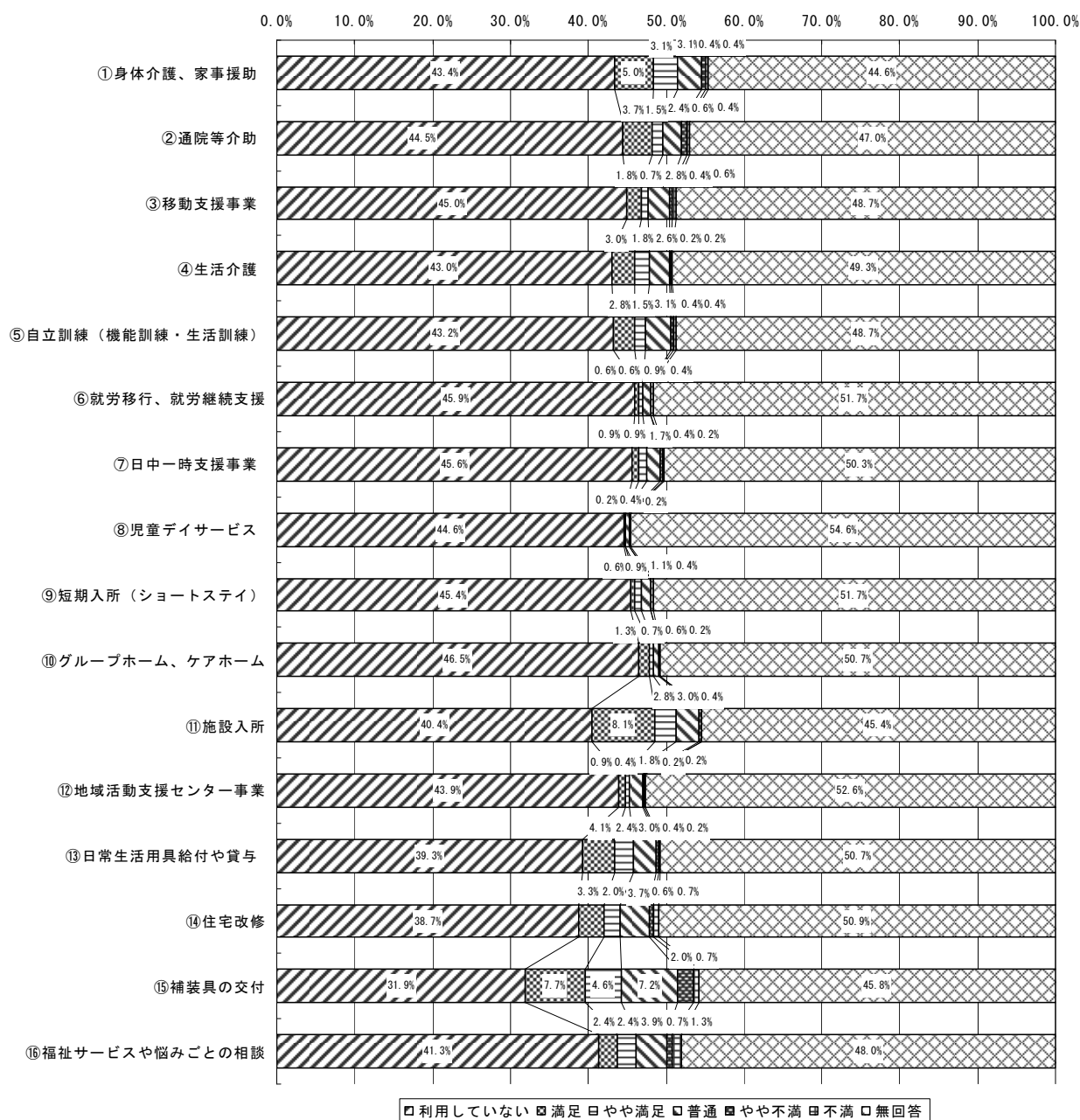
付問 16-3. (外出されない方にお聞きます) あなたがあまり外出しない、まったく外出しない理由は何でしょうか。(〇はあてはまるものすべて)。

【付問16-3】外出しない理由〈SA〉

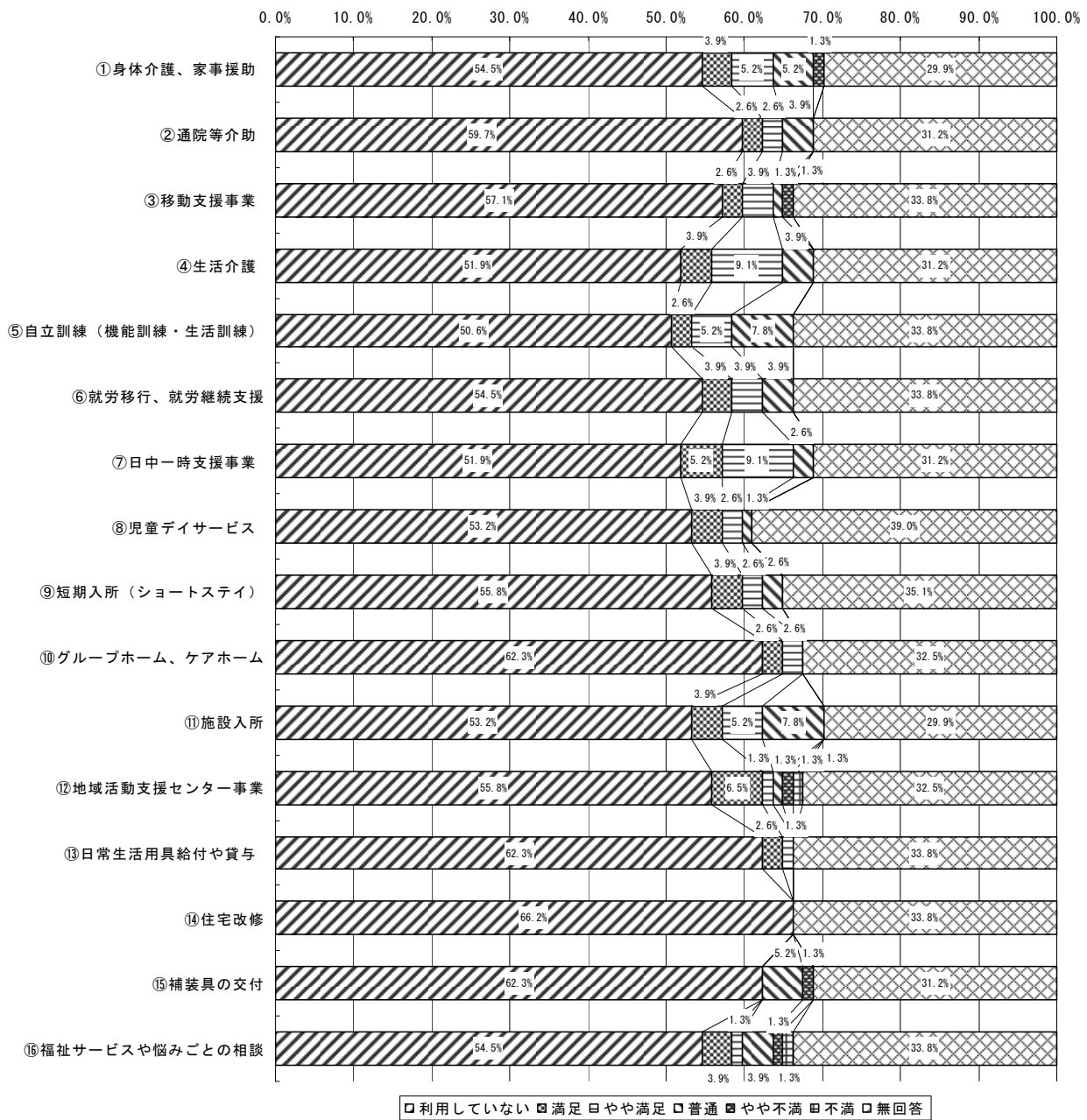


問 17. あなたは現在、つぎの障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を利用していますか。利用している場合は、満足度もお答えください。また、今後、引き続き利用したい、あるいは新たに利用してみたいものはありますか。

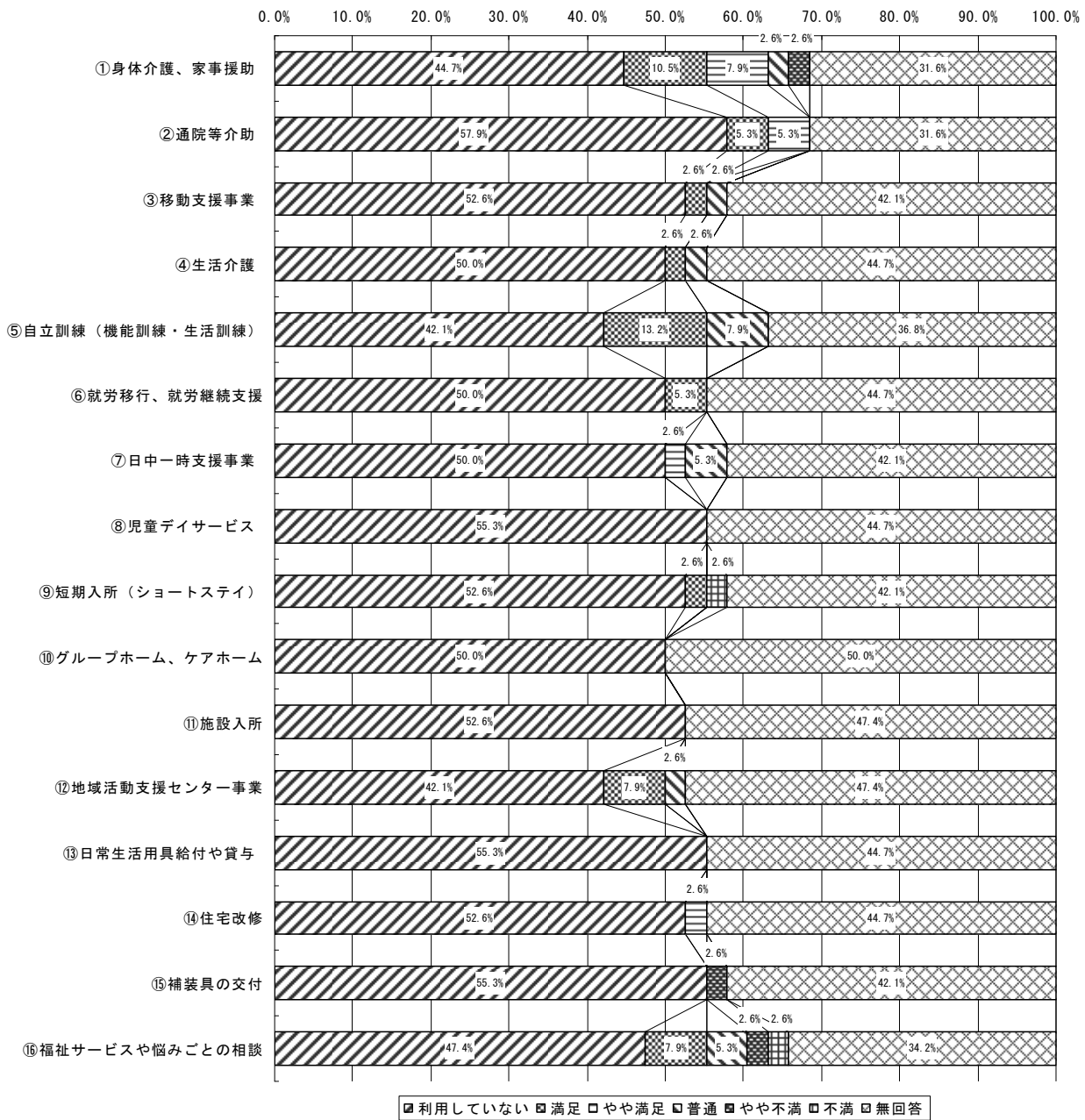
【問17(1)】サービスの利用状況〈SA〉〔身体〕〈N=542〉



【問17(1)】サービスの利用状況〈SA〉〔知的〕〈N=77〉

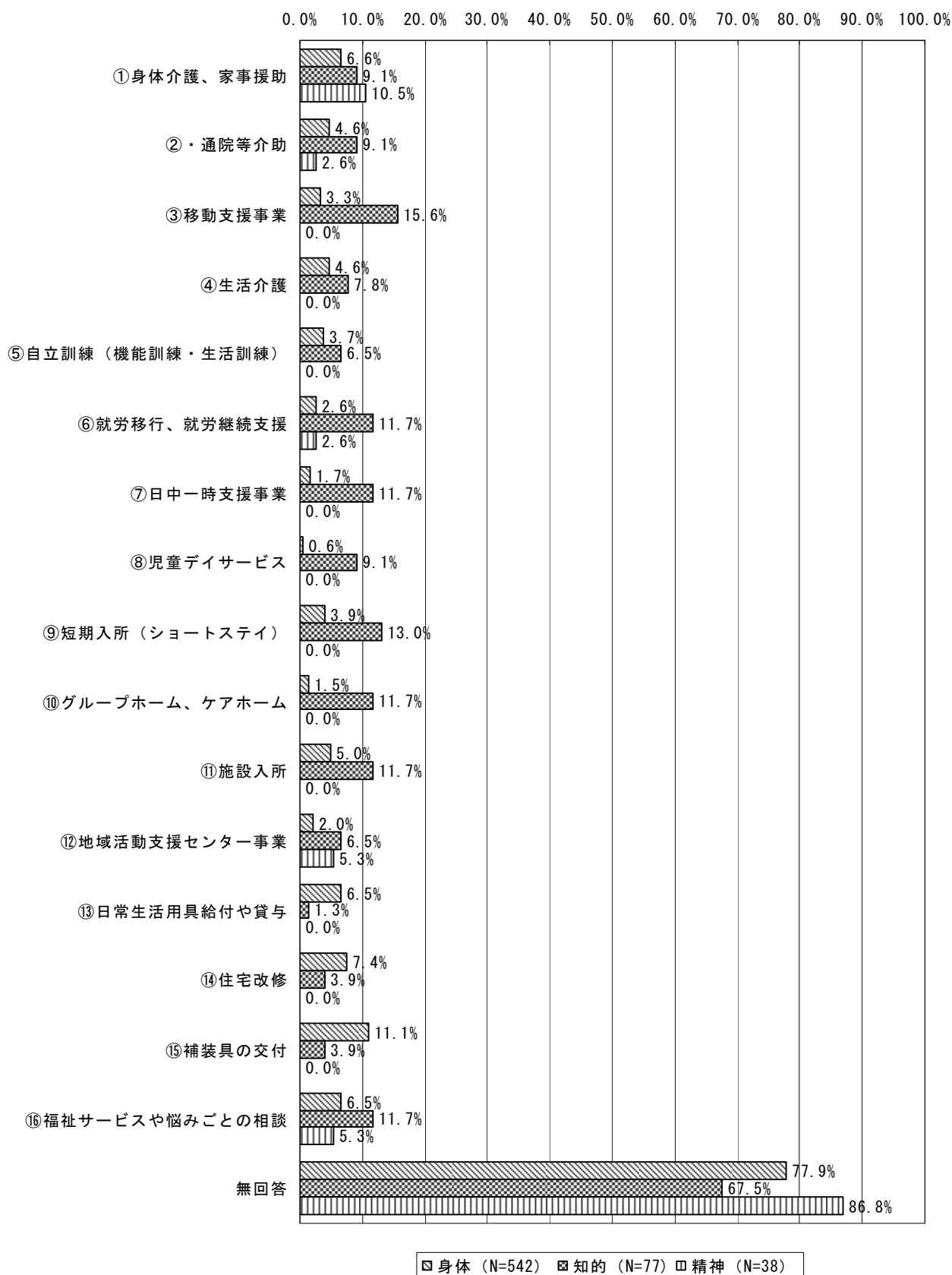


【問17(1)】サービスの利用状況〈SA〉〔精神〕〈N=38〉



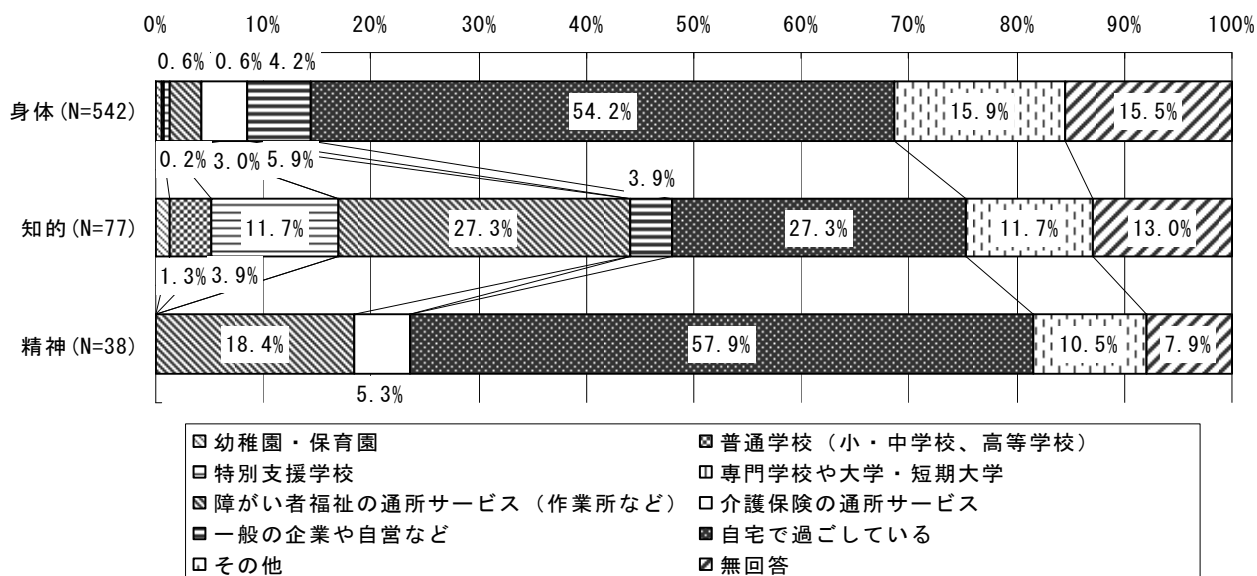
〔(2)今後、引き続き(あるいは新たに)利用したいものはありますか(○はあてはまるものすべて)〕

【問17(2)】 今後利用したいサービス 〈SA〉



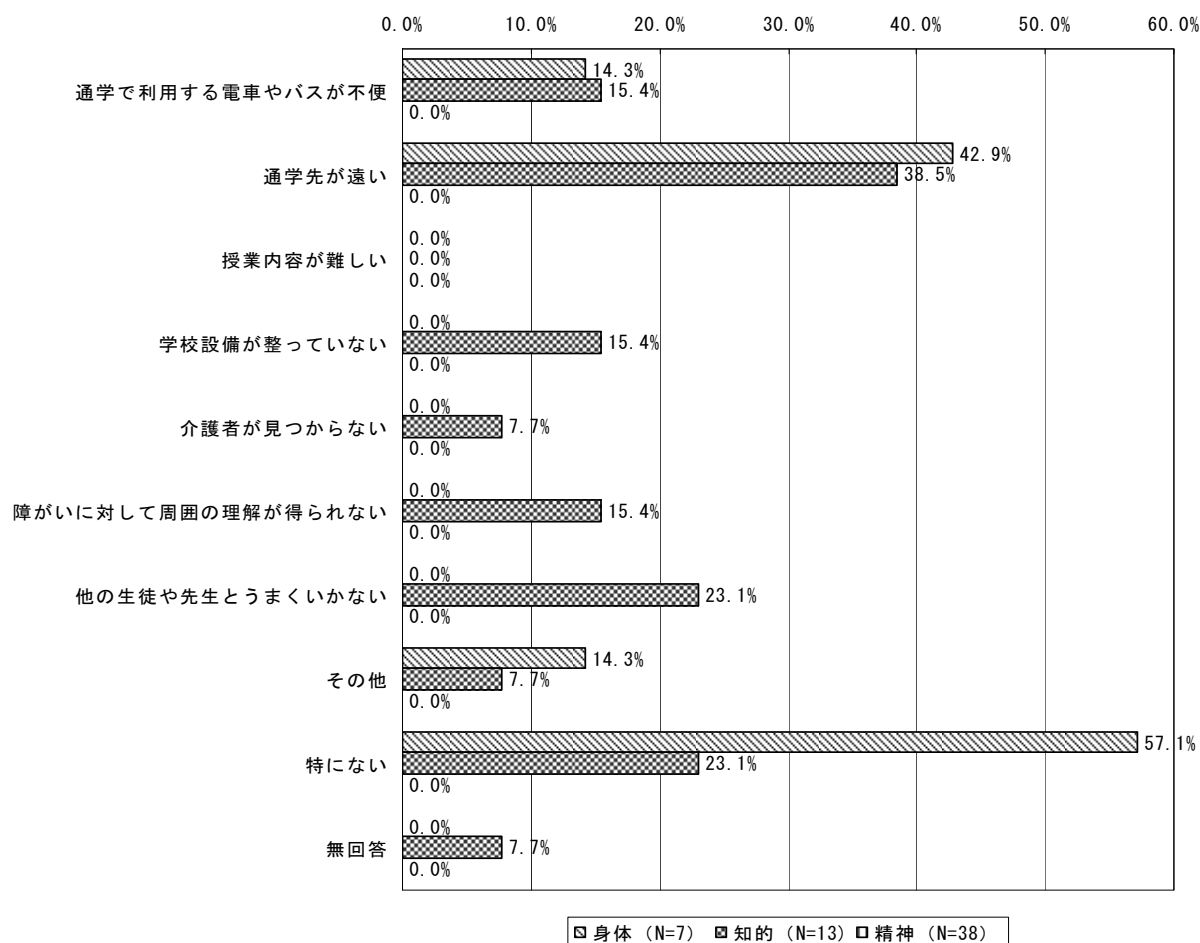
問 18. あなたは現在、日中を主にどのような活動をして過ごしていますか。(○は1つ)。

【問18】現在の日中の主な活動〈SA〉



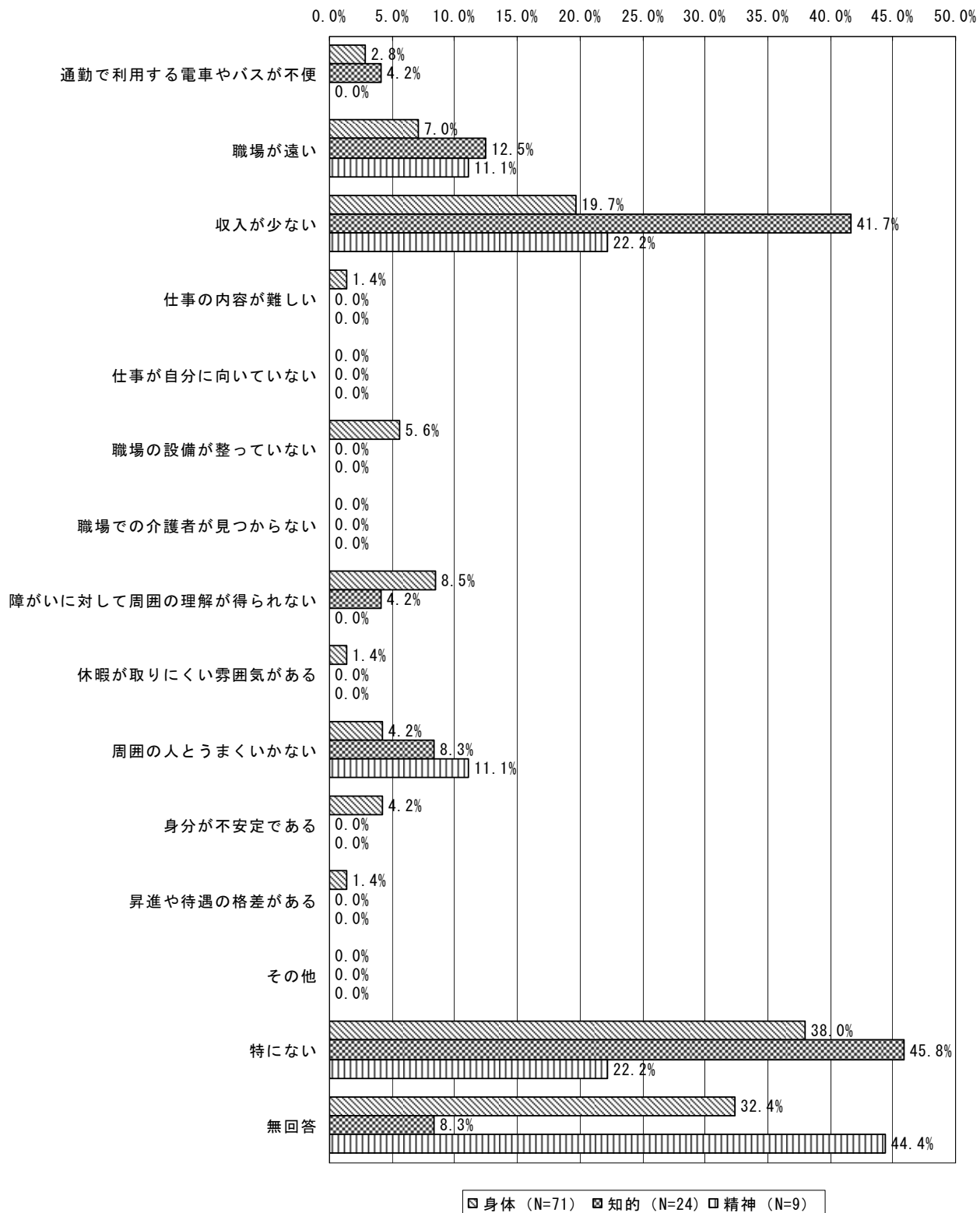
問 19. (問 18 で1～4を選んだ方にお聞きます)あなたの通園・通学先について困っていること、不満なことはありますか。(○は3つまで)

【問19】通園・通学先について困っていること・不満なこと〈MA〉



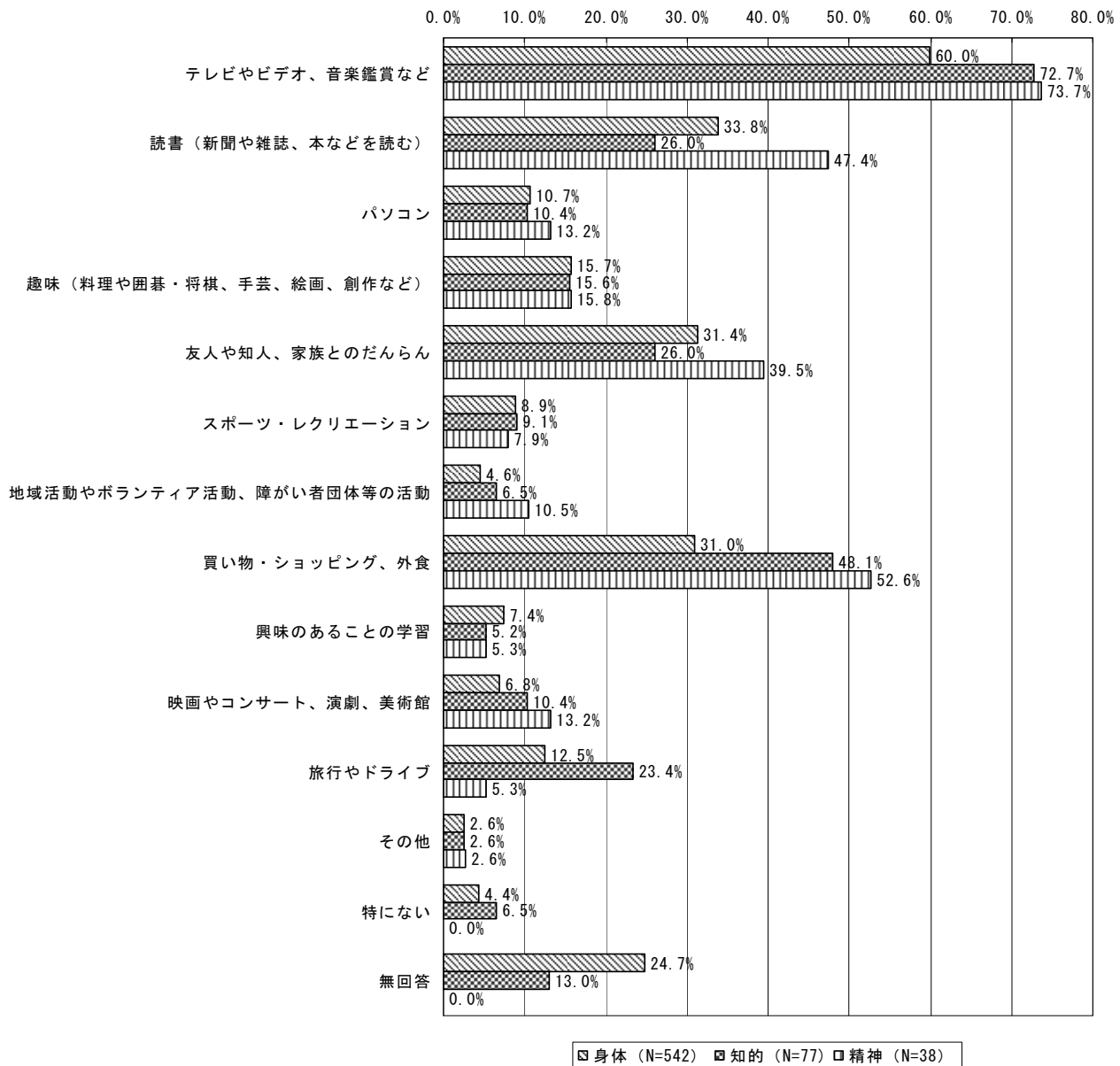
問 20. (問 18 で5～7を選んだ方にお聞きます)仕事や職場について困っていること、不満なことはありますか。(〇は3つまで)。

【問20】仕事や職場について困っていること・不満なこと〈MA〉



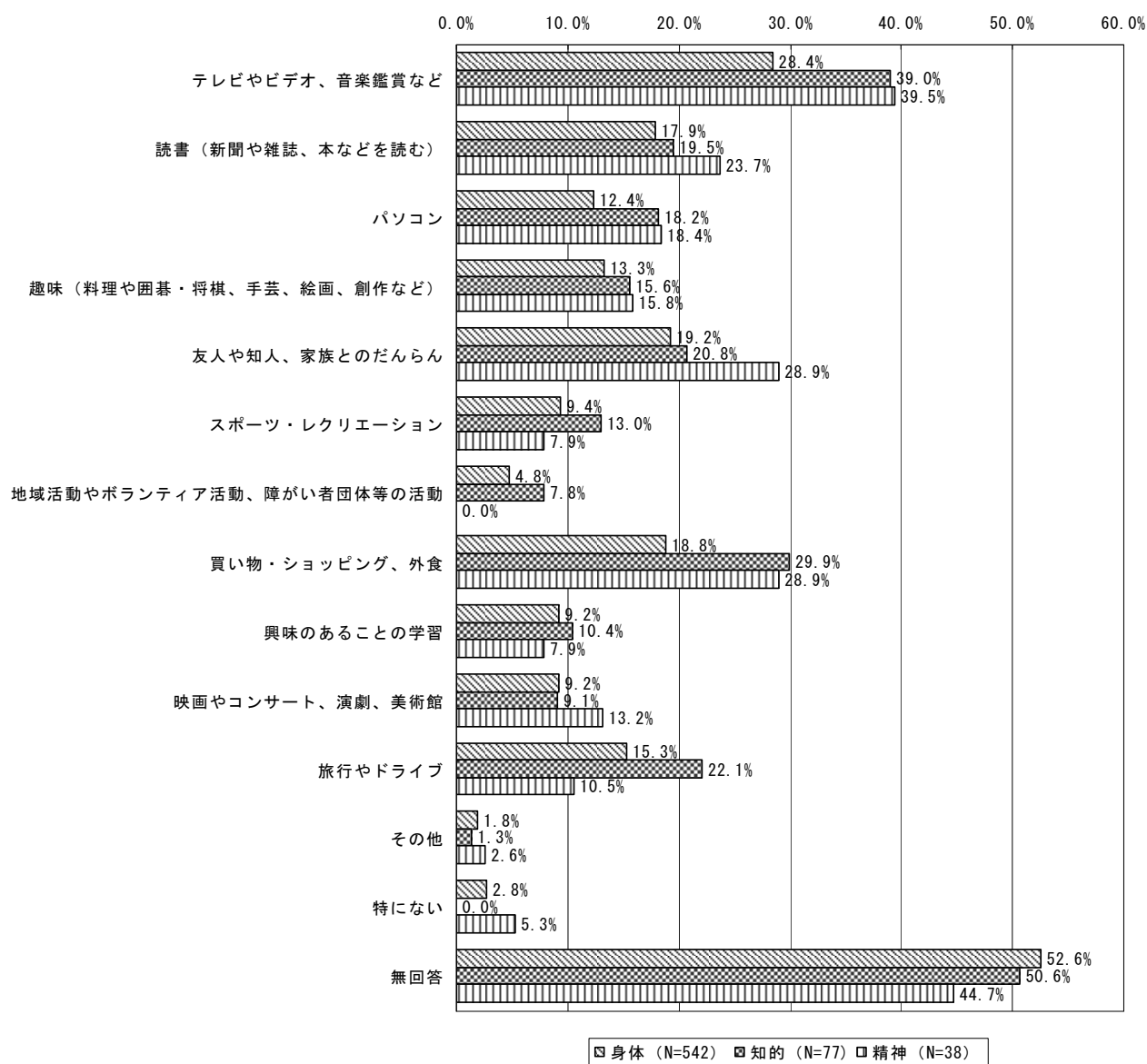
問 21. あなたは、自由時間をどのように過ごしていますか。また、今後も続けたいこと、新しくやってみたいことはどれですか。

【問21(2)】現在、自由時間にやっていること〈MA〉



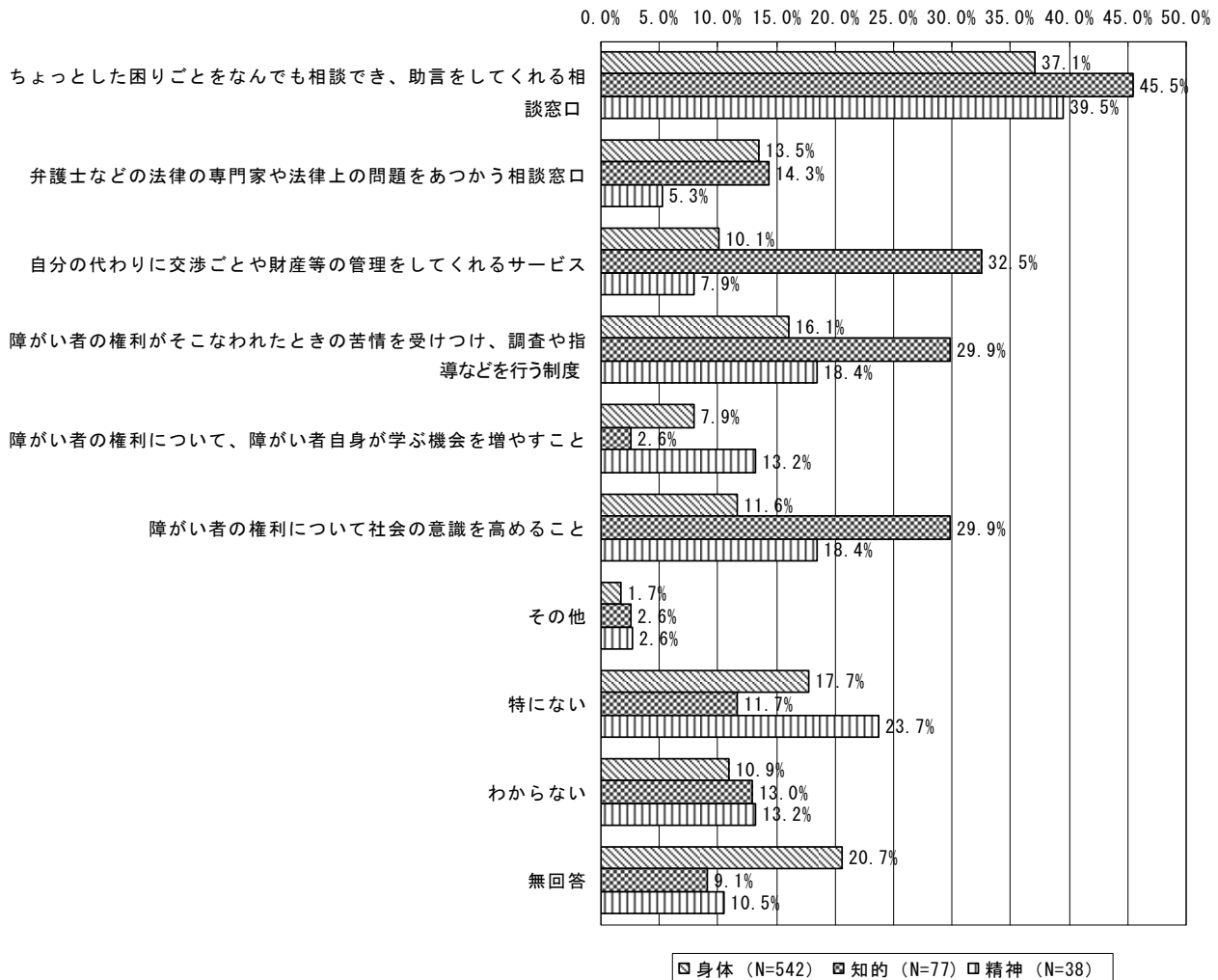
[(2)今後も続けたいこと、新しくやりたいことはありますか(○はあてはまるものすべて)]

【問21(2)】今後も続けたいこと、新しくやりたいこと〈MA〉



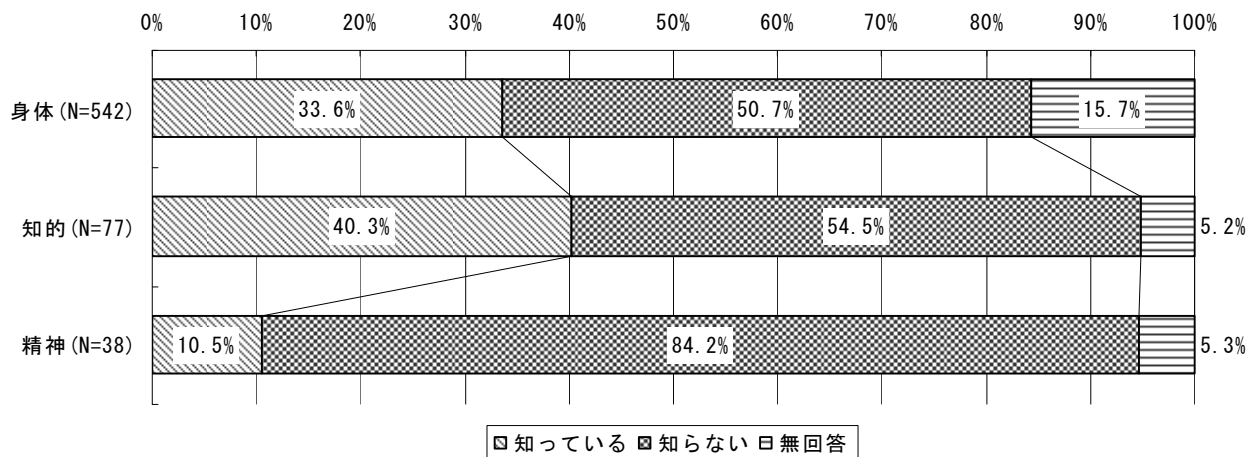
問 22. あなたの権利がうばわれたり、損なわれたりしないようにするために、どのような手助けや取り組みがあるとよいと思いますか。(〇は3つまで)。

【問22】権利がうばわれたり、損なわれたりしないようにするために必要な手助けや取り組み〈MA〉



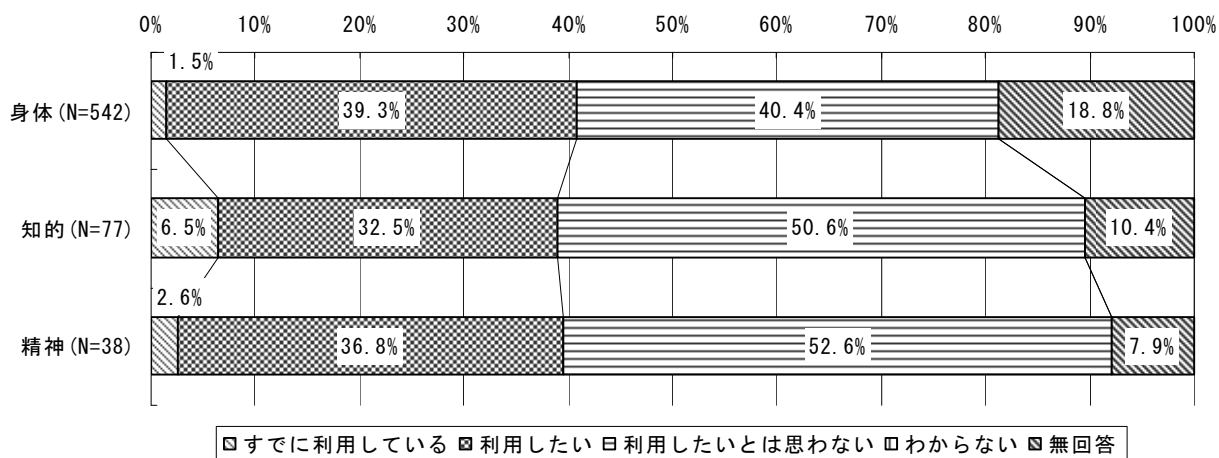
23. あなたは「成年後見制度」について知っていますか。(〇は1つ)。

【問23】「成年後見制度」を知っているか〈SA〉



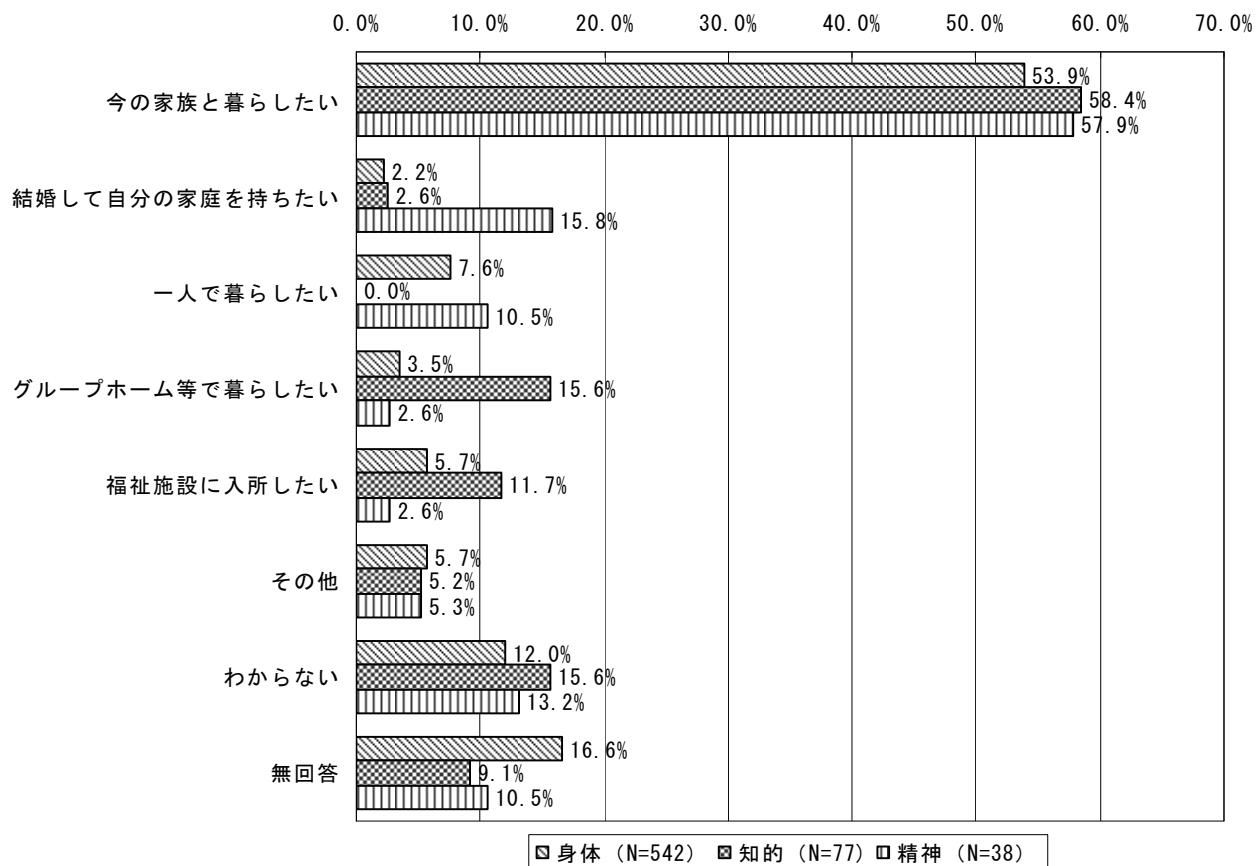
問 24. あなたは「成年後見制度」を利用したいと思いますか。(○は1つ)。

【問24】「成年後見制度」を利用したいか〈SA〉



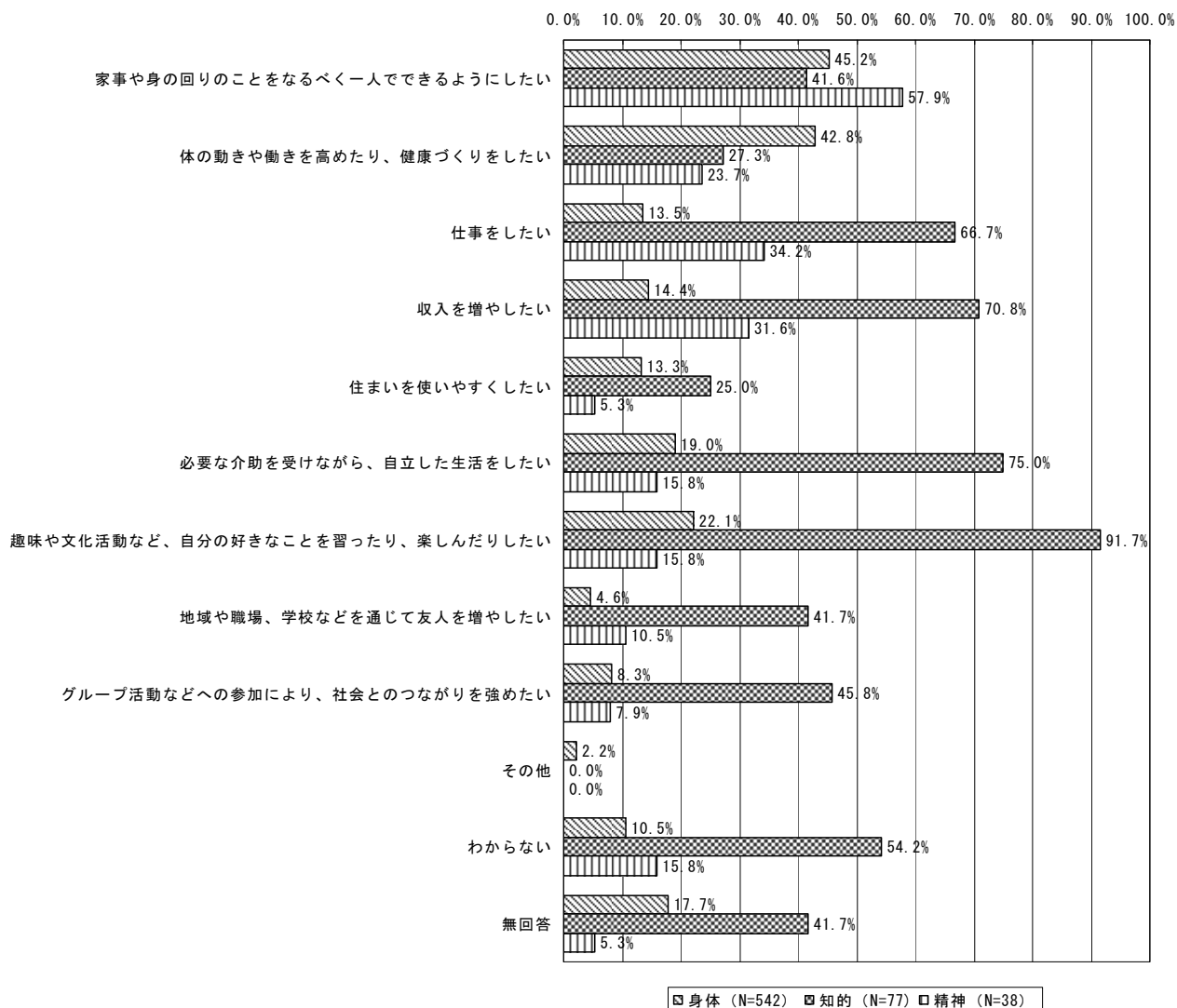
問 25. あなたはこれからどのように暮らしたいですか。(○はあてはまるものすべて)

【問25】これからどのように暮らしたいか〈MA〉



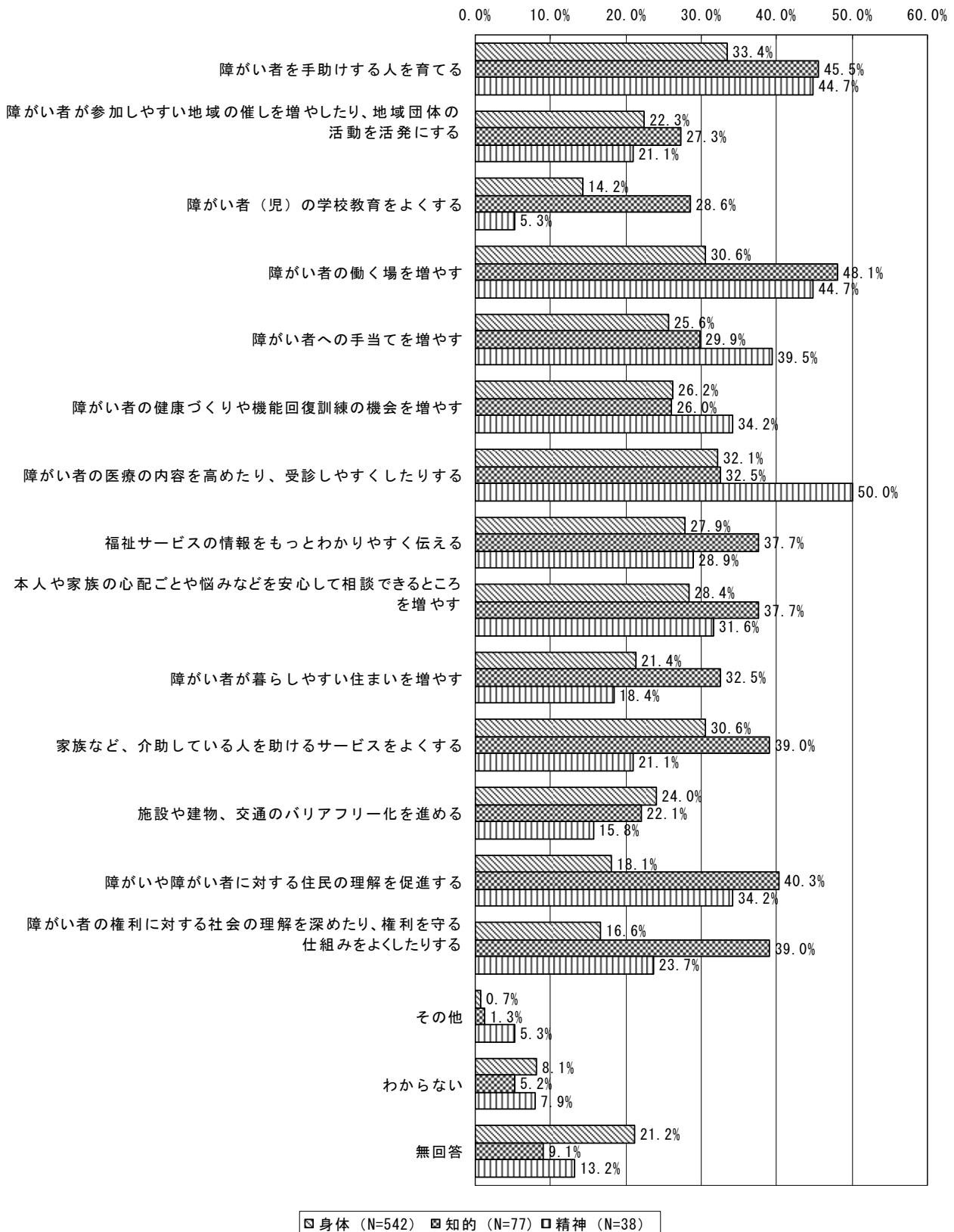
問 26. あなたはこれから、どのような活動に取り組んでいきたいですか。(〇はあてはまるものすべて)

【問26】これからどのような活動に取り組んでいきたいか〈MA〉



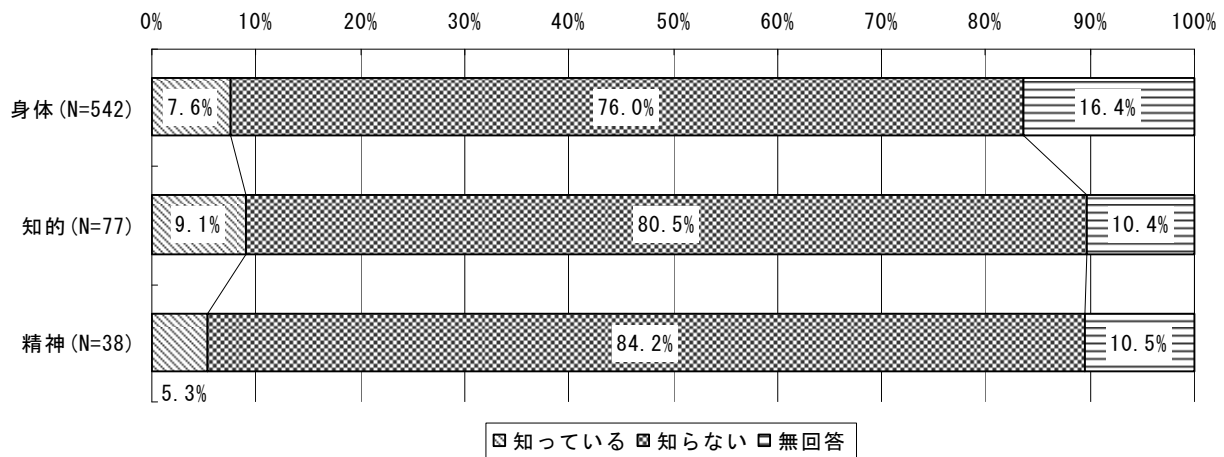
問 27. あなたは、障がいのある人もない人も、自立して共に社会に参加し、自分らしく生きることのできる社会と  
するために、特に何が重要だと思いますか。(〇はあてはまるものすべて)

【問27】障がいのある人もない人も自分らしく生きる社会とするために必要なこと〈MA〉



問 32. あなたは「災害時要援護者台帳」について知っていますか。(○は1つ)

【問32】「災害時要援護者台帳」について知っているか〈SA〉



## 第2章 石井町の障がい者福祉を取り巻く課題

前計画の取り組みによる実績やアンケート結果から、現在の石井町を取り巻く課題として次の課題があげられます。

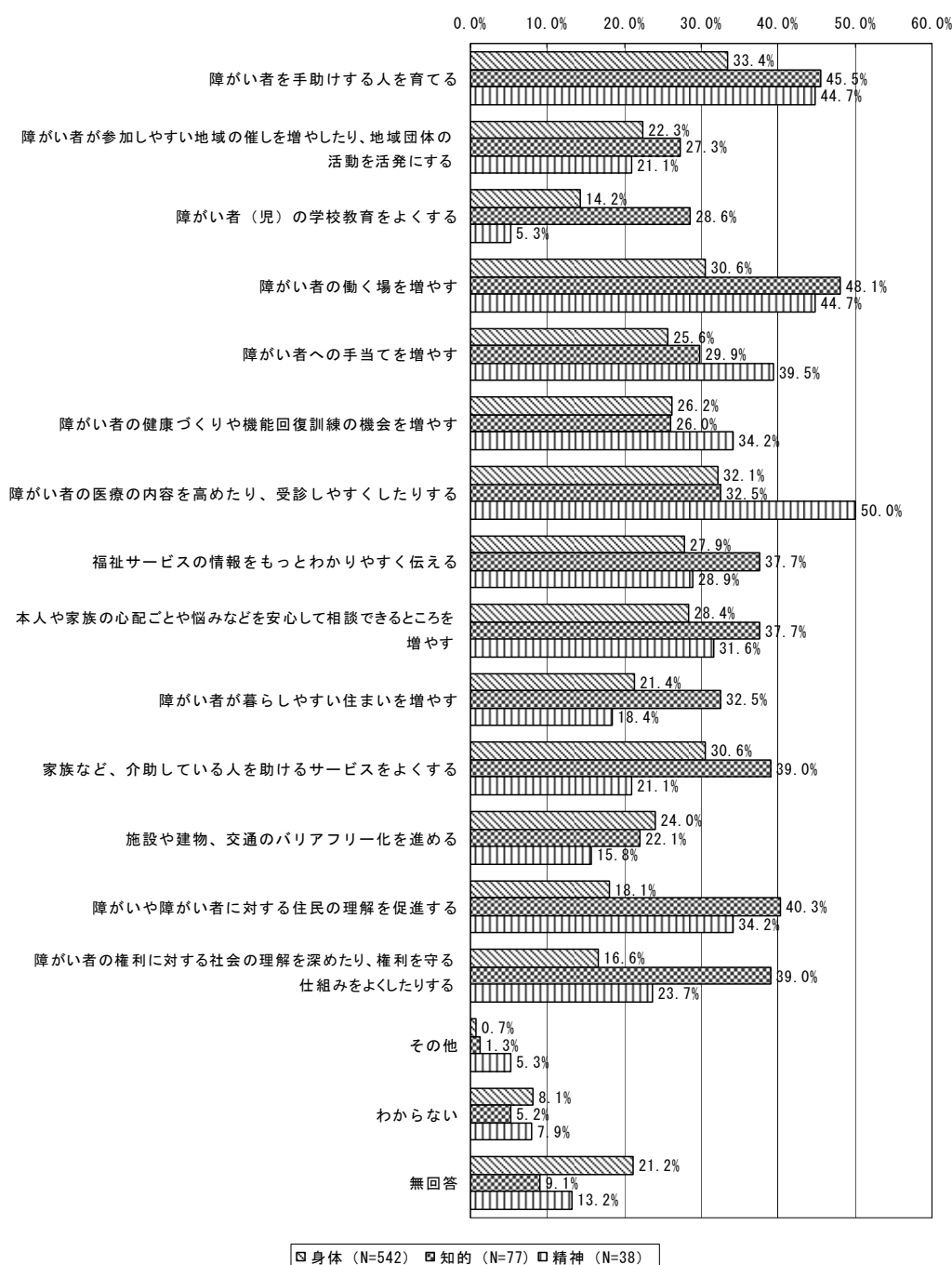
### 【石井町を取り巻く課題】

- ① 障がい・障がい者への理解の促進
- ② 障がい福祉サービスの提供体制の整備
- ③ 障がい者の生活支援体制の充実
- ④ 社会参加・自立に向けた支援体制づくり
- ⑤ 障がい者が安心して暮らせる環境づくり

## 1. 障がい・障がい者への理解の促進

障がいのある無しに関らず互いに尊重し合い、共に地域で暮らすノーマライゼーションの理念が普及する中、石井町においても障がいへの理解を促進するため各種の町広報等を活用し、様々な啓発活動を実施しています。しかし、障がいや障がい者に対する理解が十分とまでは言えない状況であり、特に、新たな障がいとしての発達障がいや精神障がいに対する理解が進んでいないのが現状となっています。

【問27】障がいのある人もない人も自分らしく生きる社会とするために必要なこと〈MA〉

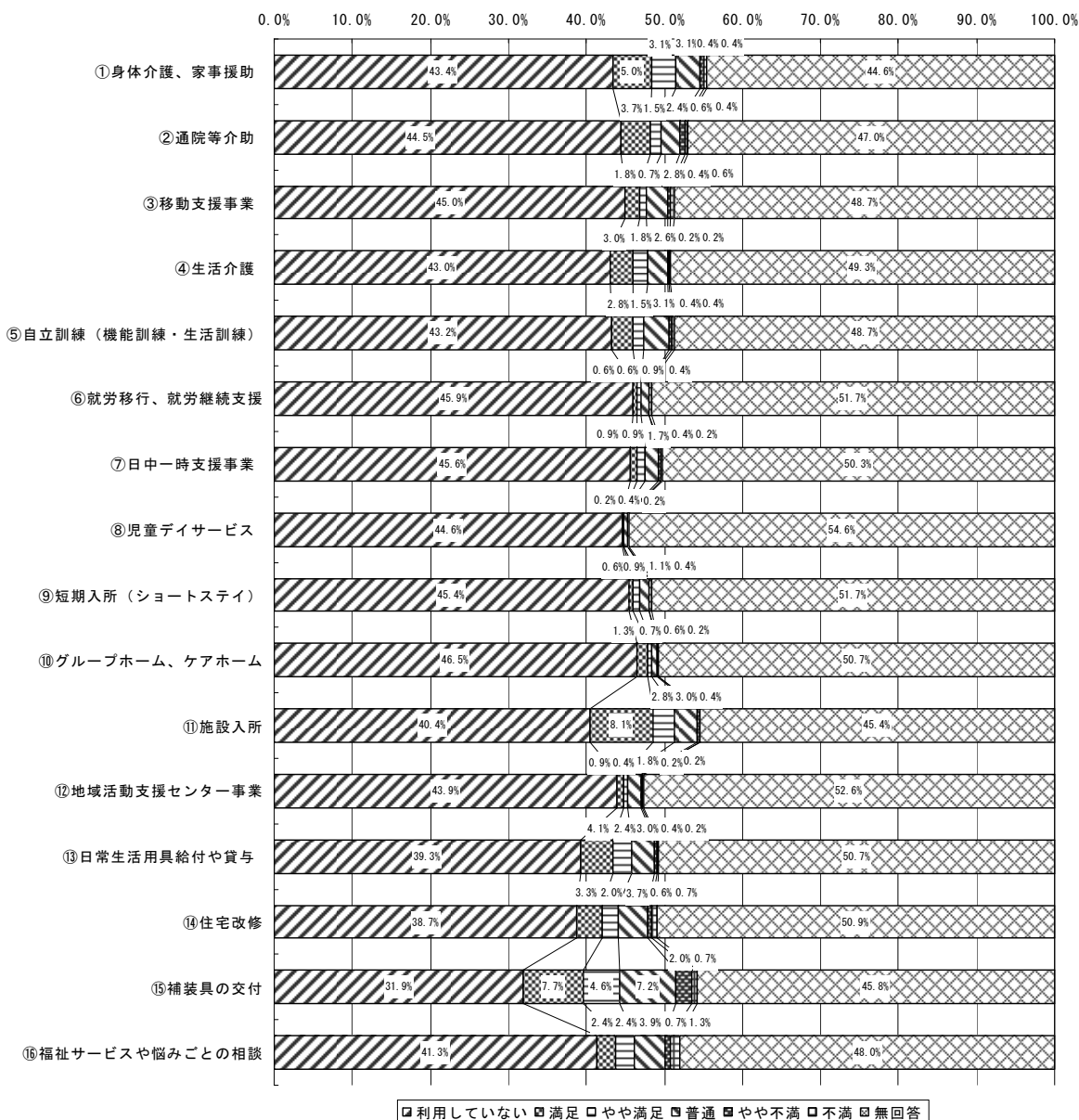


「第2期石井町障がい者計画・第3期石井町障がい福祉計画」策定のためのアンケート

## 2. 障がい福祉サービスの提供体制の整備

障がい者に対する福祉サービスについては、障害者自立支援法の施行後、3障がいの区分がなくなり、障がい福祉サービスを一元化する「自立支援給付」「地域生活支援事業」として実施されています。しかし、本町では、必ずしも障がい者のすべてのニーズに対応できているとはいえない状況にあります。このため、普遍的な障がい福祉サービス提供体制の充実が課題となっています。一方、マンパワーの確保や障がい者の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築など、サービスの質の面においても向上を図っていくことが必要と考えられます。

【問17(1)】サービスの利用状況〈SA〉〔身体〕〈N=542〉



「第2期石井町障がい者計画・第3期石井町障がい福祉計画」策定のためのアンケート

### 3. 障がい者の生活支援体制の充実

障がい者が地域の中で自立した生活を送るには、障がい者の生活状況や実態に応じた利用者本位の支援体制を整備、充実することが必要です。

本町では、各種の生活支援を行ってきましたが、特に重度障がい者に対するサービスや受け皿となる事業所などの基盤整備、介助者の負担軽減、障がい者の日中活動の場の確保などが求められています。障がい者の多くは通院が必要な疾病を抱えており、保健・医療・福祉のそれぞれの分野にわたる総合的な施策の展開が必要となっています。

また、障がい者のスポーツ・文化活動等をはじめとする生きがいつくりの場を提供していくには、行政機関等が実施するサービスや制度だけでなく、地域に暮らす住民や当事者団体、ボランティア、NPO、民間企業などとの連携・協力が必要不可欠です。そのため、身近な地域との協働体制づくりを行っていくことも重要な課題となっています。

### 4. 社会参加・自立に向けた支援体制づくり

障がい者一人ひとりが、自立し、社会参加を果たしていくには、乳幼児期から一貫した支援・教育（療育）を一人ひとりの状態やニーズに応じて行っていくことが重要です。

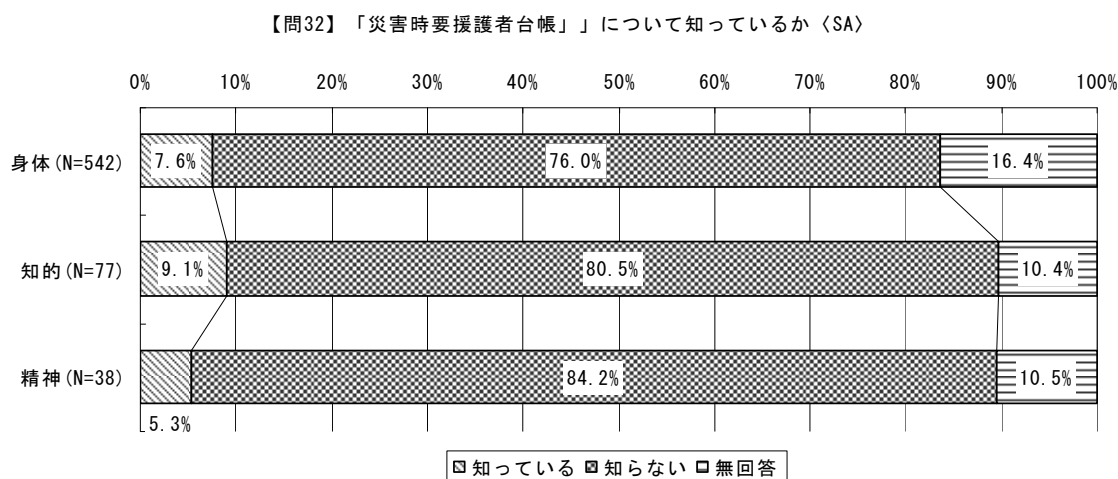
そのためには、学校・保育所等における施設整備だけでなく、特別支援学校をはじめ医療機関や児童相談所等の広域の機関と連携し、障がいの発見から一貫した支援が行える体制を整備していくことが重要な課題です。

また、障がい者が社会の構成員としての役割を果たすうえで、また、自己実現を図るうえで、職業生活において自立することの意義は極めて大きいものがあります。しかし、現状では、障がいの者の雇用・就業については依然として厳しい状況となっており、総合的な就業支援の拡充と体制づくりを行っていくことが課題となっています。

## 5. 障がい者が安心して暮らせる環境づくり

近年、台風や局地的な豪雨などの自然災害による大きな人的な被害が発生しています。災害をはじめとする緊急時の救援体制の整備は、障がいの有無を問わず重要な課題です。特に障がい者にとっては、身近な地域の協力による救援体制づくりが最も重要なことから、今後、地域との連携・協働のもと、救援体制づくりを進めるとともに、声かけや安否確認等の日常的な見守り体制づくりが必要です。

また、障がい者が地域の中で生活するため、住宅環境の整備・改善や道路、交通、公共施設等のバリアフリー化については、すべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方のもと、引き続き整備を進めていくことが必要となります。





## **第 1 部 第 2 期石井町障がい者計画**

---



第1章 施策の体系



## 第2章 重点目標

### 1 相談支援体制の充実

障がい者が地域で自立して生活し続けるためには、日常生活に関わるさまざまな困った事を気軽に相談でき、必要な支援が行える環境が非常に重要であり、障害者自立支援法においても地域の相談支援体制づくりが障がい者の地域生活のために必要不可欠なものとして位置づけられています。

石井町では事業所を中心に、さまざまな障がい特性に対応できるように相談支援体制づくりに努めてまいりましたが、アンケートでは、現在の相談支援体制に満足している人ばかりではないという結果がでています。

また、法改正により日常生活を送る上での様々な相談に応じる障がい者相談員を石井町で設置することとなりましたので、これを機会にさらにきめ細やかな相談支援のできる体制作りを目標とします。

### 2 ネットワーク体制づくり

石井町では相談支援のなかでピアカウンセリングを実施しております。ピアという言葉には、「仲間」や「対等」といった意味があり、このピアカウンセリングは、同じ経験や関心を持つ仲間（障がい者）同士が対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングです。仲間からのサポートで、効果的に援助し合ったり、悩みの解決につながったりし、お互いにサポートし合えるようなつながりができます。

今ある障がい者同士のつながりをさらに強くするために、石井町では身体障がい者連合会等の組織の加入について促進していき、同じ様な立場の方との情報の共有化や互いに支えあえるようなネットワークを構築します。

### 3 災害時の支援強化

昨今の様々な災害において、災害時の支援について多くの課題、問題があげられています。障がい者、特に災害時要援護者（必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々）に対しては障がいの特性や個々の状況によって必要な援護が異なるため、きめ細かな対策が求められています。

このため、石井町では日ごろからの情報伝達体制の構築が必要と考え、石井町社会福祉協議会で作成している要援護者台帳への登録を促進し、石井町、石井町社会福祉協議会、民生委員等と情報の共有化をはかり、災害に備えた支援体制を確立します。

## 第3章 施策の展開

### 1. 広報・啓発活動

障がい者の「完全参加と平等」を実現するためには、障がいのある無しに関らず共に生活し、活動できる社会の構築をめざすノーマライゼーションの理念に基づき、住民すべてがお互いを尊重しあい、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

このためには、行政だけでなく、企業、ボランティア等を含むすべての住民が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚し主体的に取り組むことが重要であり、一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なことです。

そのため、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重しあう共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい者に関する住民理解を一層促進するため、幅広い住民の参加による啓発活動を推進します。

#### （１）広報・啓発活動の充実

##### 【取り組み内容】

-  広報誌やパンフレット、ホームページ等を活用し、障がいの特性や障がい者について住民の理解と啓発を推進します。
-  ボランティアや関係団体との連携を図り、音声化等情報のバリアフリー化を促進します。
-  障がい者週間等を通じて、障がいに対する啓発や理解を深めます。
-  内部障がいや発達障がいについての理解の促進に努めます。

#### （２）福祉教育の推進

##### 【取り組み内容】

-  「地域での体験活動」や「総合的な学習の時間」等を活用し、子どもの頃から福祉に対する理解を深める福祉教育を推進します。
-  障がいに関する問題をはじめ、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、啓発の場づくりを推進します。
-  関係機関と連携し、障がいに関する理解を深めるための講座や教室、催しの開催に努め、住民の学習機会の拡充を図ります。
-  福祉に関する講座・教室、研修会などの情報提供に努め、地域における福祉活動の促進

を図ります。

### （３）交流活動の促進

#### 【取り組み内容】

-  関係機関との連携を強化し、ボランティア活動や福祉体験学習等を通じて、障がい者との交流機会の充実を図ります。
-  障がい者と地域住民との交流を活発にするため、地域の福祉活動を行う団体等とのネットワーク作りを進めます

## 2. 生活支援

障がい者の地域生活を支えるためには、サービス利用者本位の考え方に立って、障がい者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、福祉サービスの量・質の充実を図っていくことが必要です。

利用者本位の生活支援体制を構築するため、相談支援や障がい者の権利擁護などの地域生活支援事業を推進します。また、障がい者の多様なニーズに対応するため、介護給付、訓練等給付等の自立支援給付をはじめとする各種障がい福祉サービスの基盤整備・充実に努めるとともに、サービス利用を支援するため、ケアマネジメントシステムの構築を進めます。

一方、地域住民による様々なボランティア活動や、NPO、民間企業等による活動は、障がい者の自立を支えるため重要な役割を担っていることから、これらの地域の福祉活動参加への支援をはじめ、ボランティアの育成を推進します。

また、多様なサービス、活動に関する情報提供の充実や障がい者の生きがいづくりを支援し、すべての障がい者が豊かな地域生活を享受できる体制の確立に努めます。

### （１）在宅サービス等の充実

#### 【取り組み内容】

-  相談支援事業における相談支援専門員の資質向上を図り、障がい者の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築を進めます。
-  障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護や重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援等の支援を行い、重度の障がい者を含めた障がい者の居宅での生活支援のための訪問系サービスの充実に努めます。
-  利用者のニーズに対応した日中活動系サービスなどの提供を図るため、事業所との連携に努め、サービスの充実を図ります。
-  就労移行支援、就労継続支援の各サービスを通じて、障がい者が自立した社会生活を営むことができるように努めます
-  外出困難な障がい者に対して、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、外出支援サービスの周知、利用の促進に努めます。
-  障がい者を介護する家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援事業のサービ

スの充実に努めます。

-  障がい者の身体機能を補完または代替する補装具や日常生活を支援する日常生活自立支援用具の給付を行います。
-  重度障がい者への対応など、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援が行えるよう、ホームヘルパーの養成研修等への参加を働きかけます。
-  障がい者一人ひとりの障がいに応じた外出支援が行えるよう、ガイドヘルパーの養成研修等への参加の促進を図り、質の向上に努めます。
-  各種年金や手当、その他障がい者やその家族の経済的負担軽減を図るための制度の情報提供や相談体制の充実に努めます。

## （２）権利擁護の推進

### 【取り組み内容】

-  知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理の支援を行う日常生活自立支援事業を推進します。
-  民生児童委員等関係機関との連携を強化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるよう、ネットワークの構築を推進します。
-  地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、障がい者の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。

## （３）文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

### 【取り組み内容】

-  障がい者を対象に、お互いの理解と親睦を深めるため、障がい種別をこえた交流を検討します。
-  生涯スポーツの導入など、障がい者が生きがいをもてるスポーツ活動の促進を図ります。
-  だれもが気軽に安心してスポーツに親しむことができるよう、施設の充実に努めます。
-  障がい者が各種の文化・芸術活動に参加できるよう、活動の成果を発表できる場の充実

などを図ります。

- ✻ 障がい者をはじめ、だれもが利用しやすいよう、図書館をはじめとする社会教育施設の質的な充実に努めます。また、図書館等の社会教育施設とのネットワーク化を図り、各種講座や教室に関する情報が容易に入手できるようにするとともに、学習活動を支援します。

#### （４）地域福祉活動の推進

##### 【取り組み内容】

- ✻ 自治会や民生児童委員、ボランティア等の主体的な活動を支援し、地域全体の福祉力の向上を図ります。
- ✻ 障がい者をはじめ、地域の中で見守り、助け合いが必要な人に対して、地域住民をはじめ、自治会、民生児童委員、社会福祉協議会などによる見守りネットワークの形成を図ります。
- ✻ 関係機関と連携し、子どもの頃からのボランティア体験を推進します。
- ✻ ボランティア団体への活動支援、団体・個人間の交流とネットワーク化の促進に努めます。
- ✻ 町内で活動する障がい者団体や関係者で構成する団体に対して支援を行い、障がい者の生きがいつくりや福祉の向上を図ります。

### 3. 保健・医療

障がいの予防と同時に、早期発見・早期対応を行うことが重要であり、少子高齢化の進行とともに障がい者も高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応や、障がい者の健康づくりに関しても充実させる必要があります。

そのため、行政や事業所と医療機関との連携を強化し、障がい者に対して適切な保健医療サービス、リハビリテーション等を充実させるとともに、障がい原因の疾病等の予防・治療についても、保健・医療サービスの適切な提供に努めます。

また、障がいの早期発見・早期対応を図るための相談体制の充実を図ります。

#### （１）障がいの早期発見・予防

##### 【取り組み内容】

-  妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健診を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制を整備し、障がいの早期発見と予防に努めます。
-  健康相談、家庭児童相談、訪問指導等の各種相談事業と医療機関との連携を強化し、より専門性の高いアドバイス等が行えるよう体制づくりに努めます。
-  各種健診や教室、相談時等の機会を活用し、障がいの原因となる疾病について、その予防や治療方法等について理解と周知を図ります。
-  療育相談や機能訓練などを有する障がい者支援施設等との連携を充実し、地域での療育環境の整備に努めます。
-  障がい者の健康の保持・増進を図るため、関係機関と連携し、検診や指導体制の確立に向けた検討を進めます。

#### （２）医療体制の充実

##### 【取り組み内容】

-  重度心身障がい者に対する医療補助など、障がい者が安心して適切な医療を受けることができるように制度の周知を図ります。
-  身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、自立支援医療の支給を行います。

🍀 心の健康づくりを推進します。また、医療機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見や治療、緊急時における救急体制など、適切な精神医療提供体制の確立を推進します。

## 4. 教育・育成

障がい者が社会の一員として様々な活動に参加し、住み慣れた地域において生きがいを持って暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じて、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育は大変重要なものとなります。

障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症などについて教育的支援を行うなど、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて、適切な対応を図れるよう各種施策を推進します。

また、障がい児との交流活動を充実させ、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成するとともに、障がい児一人ひとりのニーズに応じた支援体制の構築に努めます。

### （１）就学前療育・保育の充実

#### 【取り組み内容】

-  障がい児が身近な地域で一人ひとりの障がいの態様に応じた適切な保育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、指導員や保育士の専門性の向上、保育内容の充実を図ります。
-  妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消のため、保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図るとともに、障がいの早期発見、療育相談等に努めます。
-  障がい児をもつ親に対して育児や妊娠時の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための訪問指導体制の確立を進めます。

### （２）障がい児教育の充実

#### 【取り組み内容】

-  教育・保健・医療・福祉・雇用・就労等の関係機関によるネットワーク化を図り、乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備を図ります。
-  教育・保健・医療・福祉をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障がい（LD）や注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など、発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくり

に努めます。

 特別支援教育コーディネーターの設置などを進め、学校内における特別支援教育体制の整備を推進します。

 児童一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた適正な就学（就園）指導が行えるよう、保護者をはじめ、保健・医療・福祉等の関係機関との連携の強化に努めます。

 障がい児一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校や小・中学校特別支援教育担当教員間との実践的な交流や研究会を通じて、教師の専門性を高め、学習指導の充実と向上を進めます。

 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）など、子どもの居場所づくりに努め、健全な育成を図ります。

## 5. 雇用・就労

障がい者が住みなれた地域で自立した生活をしていくためには、就労は非常に大切なこととなります。就労は、ただ単に自立生活の手段を得るにとどまらず、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、生活の質の向上のためにも重要です。

そのため、障がい者の雇用の促進については、それぞれの意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、また、福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、企業、学校、施設、関係機関・団体等との連携・協力による支援体制を図ります。

また、就職した後の支援や離職後の再訓練など、障がい者一人ひとりの状況にあわせた支援を行い、自立に向かう足がかりとなるよう努めます。

### （１）障がい者の雇用の場の拡大

#### 【取り組み内容】

-  障害者雇用率制度の周知徹底を図るとともに、指導や助成金制度等を適用するなどハローワーク、商工会等関係機関と連携しながら民間企業における雇用の促進します。
-  障がい者一人ひとりの障がいに応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、施設等との連携強化、支援を図ります。
-  特別支援学校卒業生や在宅障がい者の実態を把握し、ニーズを勘案した計画的なサービス提供を実施します。

### （２）総合的な支援施策の推進

#### 【取り組み内容】

-  障がい者の雇用・就労に関する相談に対して適切な指導・助言や情報提供が行えるよう、ハローワークや徳島障害者職業センター等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
-  障がい者が働く場において、雇用の前後を通じ、障がい者と事業所を支援するジョブコーチなどの周知を図り、利用の促進を図ります。
-  事業者に対して障がい者を一定期間試行雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。
-  学校やハローワーク、商工会、民間企業等の事業者、行政等の関係機関によるネットワ

ークを形成し、就労前から就労後にわたって障がい者の就労支援が図れる体制づくりを進めます。

## 6. 生活環境

障がい者が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、交通などにおける様々な障壁（バリア）を取り除き、すべての住民にとって安心して安全な生活に支障のない環境を整備することが大切です。

年齢や障がいのある無しにかかわらず、だれもが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもと、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」などにに基づき、安全で快適に過ごせるような福祉のまちづくりを進め、環境の整備を図ります。

また、誰もが安全で安心できるまちづくりを推進するため、地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

### （１） バリアフリーのまちづくり推進

#### 【取り組み内容】

-  高齢者福祉施策等と連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。
-  公共施設のバリアフリー化を推進します。また、新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階からだれもが利用しやすい施設となるよう整備を進めます。
-  障がい者をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。
-  公共交通機関の利便性向上を図るため、駅や駅周辺のバリアフリー化を進めます。
-  障がい者の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機等の設置、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。
-  障がい者を含め、すべての住民が利用しやすいよう、トイレや通路の傾斜等への配慮など、利用しやすい施設整備を進めます。

## (2) 安全で安心できるまちづくり推進

### 【取り組み内容】

-  「石井町地域防災計画」に基づき、障がい者に対する救援体制の整備や、福祉のまちづくりを促進するなど、環境整備を図ります。
-  地域住民による自主防災組織の整備を進めるとともに、リーダーの育成や自主防災組織同士の連携体制づくりを支援します。
-  地域コミュニティの形成、災害時要援護者台帳の充実、民生児童委員、自治会、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体等との連携体制づくりを進め、地域ぐるみの災害時要援護者避難支援体制の確保を図ります。
-  災害時要援護者情報の共有体制の確立や、情報伝達体制の整備など避難支援計画の策定を進めます。
-  警察や地域など関係機関と連携し、防犯・暴力追放運動を推進し、地域における防犯体制の確立を図ります。



## **第 2 部 第 3 期石井町障がい福祉計画**

---



## 第 1 章 第 3 期障がい福祉計画

### 1. 平成 2 6 年度の目標値の設定

第 3 期計画では、平成 26 年度を目標年度として 1.「施設入所利用者の地域生活への移行」、  
2.「福祉施設から一般就労への移行」について数値目標を設定しました。

障がい福祉サービス等についても、国の基本指針に即し、本町における第 2 期計画期間中  
の実績等を踏まえて、最終年度である平成 26 年度の目標数値を設定します。

#### （１）施設入所利用者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、グループホームやケアホーム、一般住宅  
等に移行する人数を見込み、平成 2 6 年度末における地域生活への移行者数の数値目標を設  
定します。

第 3 期計画では、第 2 期の実績等を踏まえ、次のとおり目標数値を設定します。

#### ■第 3 期計画における数値目標

| 項 目           | 数 値   | 考 え 方                          |
|---------------|-------|--------------------------------|
| 現入所者数         | 54人   | 平成17年10月1日の入所者数                |
| 目標年度入所者数      | 48人   | 平成27年3月31日の入所者数                |
| 【目標値】削減見込     | 6人    | 差引き減少見込                        |
|               | 11.1% | 減少割合                           |
| 【目標値】地域生活移行人数 | 19人   | 施設入所からグループホーム・ケアホーム等<br>への移行見込 |

#### （２）福祉施設から一般就労への移行

第 3 期福祉計画では、福祉施設から一般就労へ移行する人数について、8 人が移行でき  
るよう各施策を展開していきます。

#### ■第 3 期計画における数値目標

| 項目                        | 数 値 | 考え方                           |
|---------------------------|-----|-------------------------------|
| 平成17年の年間一般就<br>労移行者       | 2人  | 平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労し<br>た者の数 |
| 【目標値】<br>一般就労へ移行する者<br>の数 | 8人  | 平成26年度に福祉施設を退所し、一般就労す<br>る者の数 |

2. 第2期障害福祉計画における障がい福祉サービスの利用状況

(1) 障がい福祉サービス

① 居宅介護・行動援護・重度訪問介護等

| 区 分                   |      | 単 位  | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|-----------------------|------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 居宅介護・行動援護・<br>重度訪問介護等 | 利用者数 | [人]  | 45           | 41            | 54           | 42            | 46               | 43            |
|                       | 利用量  | [人日] | 9,982        | 9,430         | 10,662       | 9,660         | 11,040           | 9,890         |

② 短期入所

| 区 分  |      | 単 位  | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|------|------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 短期入所 | 利用者数 | [人]  | 12           | 15            | 13           | 16            | 13               | 17            |
|      | 利用量  | [人日] | 367          | 960           | 198          | 1,024         | 208              | 1,088         |

③ 児童デイサービス

| 区 分      |      | 単 位  | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|----------|------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 児童デイサービス | 利用者数 | [人]  | 22           | 20            | 28           | 24            | 27               | 28            |
|          | 利用量  | [人日] | 1,147        | 720           | 1,416        | 864           | 2,430            | 1,008         |

④ 生活介護

| 区 分  |      | 単 位  | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|------|------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 生活介護 | 利用者数 | [人]  | 37           | 36            | 58           | 73            | 84               | 87            |
|      | 利用量  | [人日] | 8,947        | 9,684         | 13,307       | 19,637        | 19,000           | 23,403        |

⑤ 自立訓練

機能訓練

| 区 分            |      | 単 位  | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|----------------|------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 利用者数 | [人]  | 0            | 0             | 0            | 0             | 0                | 0             |
|                | 利用量  | [人日] | 0            | 0             | 0            | 0             | 0                | 0             |

生活訓練

| 区 分            |      | 単 位  | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|----------------|------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 利用者数 | [人]  | 6            | 6             | 8            | 6             | 7                | 10            |
|                | 利用量  | [人日] | 1,142        | 1,500         | 1,011        | 1,500         | 910              | 2,500         |

⑥ 就労移行支援

| 区 分    |      | 単 位  | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|--------|------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 就労移行支援 | 利用者数 | [人]  | 3            | 2             | 4            | 2             | 7                | 4             |
|        | 利用量  | [人日] | 350          | 384           | 148          | 384           | 840              | 768           |

⑦ 就労継続支援

A型雇用型

| 区 分      |      | 単 位  | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|----------|------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 就労継続支援A型 | 利用者数 | [人]  | 5            | 3             | 2            | 3             | 3                | 3             |
|          | 利用量  | [人日] | 549          | 510           | 509          | 510           | 600              | 510           |

B型非雇用型

| 区 分      |      | 単 位  | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|----------|------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 就労継続支援B型 | 利用者数 | [人]  | 8            | 7             | 18           | 8             | 24               | 17            |
|          | 利用量  | [人日] | 1,328        | 1,050         | 3,777        | 1,200         | 4,560            | 2,550         |

⑧ 療養介護

| 区 分  |      | 単 位 | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|------|------|-----|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 療養介護 | 利用者数 | [人] | 3            | 3             | 2            | 3             | 1                | 8             |

⑨ 共同生活援助、共同生活介護

| 区 分               |      | 単 位 | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|-------------------|------|-----|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 共同生活援助・<br>共同生活介護 | 利用者数 | [人] | 11           | 13            | 13           | 16            | 15               | 17            |

⑩ 施設入所支援

| 区 分    |      | 単 位 | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|--------|------|-----|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 施設入所支援 | 利用者数 | [人] | 30           | 30            | 37           | 41            | 57               | 51            |

⑪ サービス利用計画作成

| 区 分            |      | 単 位 | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|----------------|------|-----|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| サービス利用<br>計画作成 | 利用者数 | [人] | 0            | 0             | 0            | 1             | 0                | 2             |

(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

| 区 分           |                |     | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|---------------|----------------|-----|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 相談支援事業        | 障害者相談<br>支援事業  | 箇所数 | 6            | 4             | 6            | 4             | 6                | 4             |
|               | 障害者自立<br>支援協議会 | 有・無 | 有            | 無             | 有            | 無             | 有                | 無             |
| 市町村相談支援機能強化事業 |                | 有・無 | 無            | 無             | 無            | 無             | 無                | 無             |
| 住居入居等支援事業     |                | 有・無 | 有            | 無             | 有            | 無             | 有                | 無             |
| 成年後見制度利用支援事業  |                | 有・無 | 有            | 無             | 有            | 無             | 有                | 無             |

② コミュニケーション支援事業

| 区 分                    |      |     | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|------------------------|------|-----|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 手話通訳者派遣事業<br>要約筆記者派遣事業 | 実利用者 | [人] | 4            | 6             | 5            | 7             | 5                | 7             |

③ 日常生活用具給付等事業

| 区 分         |       | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|-------------|-------|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 介護・訓練支援用具   | [件/年] | 1            | 1             | 2            | 1             | 1                | 1             |
| 自立生活支援用具    | [件/年] | 2            | 5             | 6            | 5             | 3                | 5             |
| 在宅療養等支援用具   | [件/年] | 0            | 1             | 0            | 1             | 1                | 1             |
| 情報・意思疎通支援用具 | [件/年] | 2            | 5             | 4            | 5             | 4                | 5             |
| 排泄管理支援用具    | [件/年] | 469          | 410           | 496          | 422           | 504              | 434           |
| 住宅改修費       | [件/年] | 1            | 3             | 3            | 3             | 2                | 3             |

④ 移動支援事業

| 区 分   |       |      | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|-------|-------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 個別支援型 | 実利用者数 | [人]  | 12           | 16            | 13           | 18            | 15               | 20            |
|       | 延利用時間 | [時間] | 2,251        | 2,506         | 1,763        | 2,832         | 1,498            | 3,158         |
| 車両輸送型 | 実利用者数 | [人]  | 6            | 21            | 5            | 22            | 8                | 23            |
|       | 延利用時間 | [時間] | 112          | 242           | 76           | 253           | 160              | 264           |

⑤ 地域活動支援センター事業

| 区 分        |       |     | 平成21年度<br>実績 | 平成21年度<br>計画値 | 平成22年度<br>実績 | 平成22年度<br>計画値 | 平成23年度<br>実績(見込) | 平成23年度<br>計画値 |
|------------|-------|-----|--------------|---------------|--------------|---------------|------------------|---------------|
| 地域活動支援センター | 利用事業所 | 箇所  | 2            | 2             | 2            | 2             | 2                | 2             |
|            | 実利用者  | [人] | 100          | 71            | 105          | 73            | 100              | 75            |

その他、任意事業として福祉ホーム事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業を実施しています。

### 3. 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援

居宅介護は、障がい者のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行うサービスです。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護の他、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

行動援護は、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

重度障がい者等包括支援は、障がい程度区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行うサービスです。

■第3期計画見込量

単位：時間

| サービス種別                                | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------------------------------|----------------|--------|--------|--------|
| 居宅介護<br>重度訪問介護<br>行動援護<br>重度障がい者等包括支援 | 11,040         | 11,280 | 11,520 | 11,760 |

【訪問系サービスにおける見込量の確保の方策】

今後も障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの一層の充実を図ります。

また、重度訪問介護や重度障がい者等包括支援についてはまだ不十分な現状にあり、サービス内容や対象者などについて十分な情報を提供するとともに、実施事業者の確保に努めます。

## （２）日中活動系サービス

### ① 生活介護

常時介護が必要であり、障がい程度区分３以上（施設入所者は４以上）である人、または年齢５０歳以上で障がい程度区分２以上（施設入所者は３以上）である人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

#### ■第３期計画見込量

単位：人日分

| サービス種別 | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|----------------|--------|--------|--------|
| 生活介護   | 19,000         | 22,000 | 22,750 | 24,750 |

### ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

生活訓練は地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

#### ■第３期計画見込量

単位：人日分

| サービス種別 | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|----------------|--------|--------|--------|
| 機能訓練   | —              | —      | —      | —      |
| 生活訓練   | 910            | 1,040  | 910    | 910    |

③ 就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。

■第3期計画見込量

単位：人日分

| サービス種別 | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|----------------|--------|--------|--------|
| 就労移行支援 | 840            | 1,080  | 960    | 960    |

④ 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型では、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

就労継続支援B型では、企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■第3期計画見込量

単位：人日分

| サービス種別 | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|----------------|--------|--------|--------|
| A型     | 600            | 800    | 1,000  | 1,200  |
| B型     | 4,560          | 4,750  | 4,940  | 5,130  |

## ⑤ 療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって①障がい程度区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい程度区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

### ■第3期計画見込量

単位：人分

| サービス種別 | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|----------------|--------|--------|--------|
| 療養介護   | 1              | 6      | 6      | 6      |

## ⑥ 短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者（児）に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

### ■第3期計画見込量

単位：人日分

| サービス種別 | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|----------------|--------|--------|--------|
| 短期入所   | 208            | 208    | 208    | 208    |

### 【日中活動系サービスにおける見込量の確保の方策】

地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業者のサービス提供移行時期を明確にし、利用希望者に事業者情報を提供していきます。

今後も地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助・共同生活介護

共同生活援助（グループホーム）は、就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて援助を行う居住施設です。

共同生活介護（ケアホーム）は、生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、日常生活上の支援を必要とし、障がい程度区分2以上である人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて介護や支援を行う居住施設です。

■第3期計画見込量

単位：人

| サービス種別           | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------|----------------|--------|--------|--------|
| 共同生活援助<br>共同生活介護 | 15             | 17     | 19     | 21     |

② 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、施設に入所し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

■第3期計画見込量

単位：人

| サービス種別 | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|----------------|--------|--------|--------|
| 施設入所支援 | 57             | 55     | 52     | 48     |

【居住系サービスにおける見込量の確保の方策】

共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）については、今後も整備が必要となるため、地域の理解を深めながら生活の場の確保に努めます。

また、施設入所支援については、認定審査会を通して決定する障がい程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

(4) 相談支援

① 相談支援

支給申請を行った障がい者またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、障がい者の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

■第3期計画見込量

単位：人分

| サービス種別 | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|----------------|--------|--------|--------|
| 計画相談支援 | 0              | 184    | 448    | 792    |
| 地域移行支援 | －              | 9      | 18     | 27     |
| 地域定着支援 | －              | 3      | 6      | 9      |

【相談支援における見込量の確保の方策】

利用者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、各種相談事業所との連携を図ります。

4. 地域生活支援事業の利用状況及び見込量

(1) 必須事業

① 相談支援事業

相談支援事業等では、相談、福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、成年後見制度などの権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介のほか、地域自立支援協議会の運営などを行います。

≪地域自立支援協議会≫とは、障がい者の地域生活を支援するために必要な課題に対し、情報を共有してともに解決していくための中核的な役割を果たす機関です。

■第3期計画見込量

単位：か所

| サービス種別     | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------|----------------|--------|--------|--------|
| 障がい者相談支援事業 | 6              | 6      | 6      | 6      |
| 地域自立支援協議会  | 1              | 1      | 1      | 1      |

② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業や手話通訳者を設置する事業などを通じて、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人の意思疎通を仲介します。

■第3期計画見込量

単位：人

| サービス種別          | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------------|----------------|--------|--------|--------|
| 手話通訳者設置事業       | 0              | 0      | 0      | 0      |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 5              | 5      | 5      | 5      |

③ 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者であって、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

■第3期計画見込量

| 単位：件                 |                |        |        |        |
|----------------------|----------------|--------|--------|--------|
| サービス種別               | 平成23年度<br>（見込） | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 介護・訓練支援用具            | 1              | 1      | 1      | 1      |
| 自立生活支援用具             | 3              | 3      | 3      | 3      |
| 在宅療養支援用具             | 1              | 1      | 1      | 1      |
| 情報・意思疎通支援用具          | 4              | 4      | 4      | 4      |
| 排泄管理支援用具             | 504            | 516    | 528    | 540    |
| 居宅生活動作支援用具<br>（住宅改修） | 2              | 2      | 2      | 2      |

④ 移動支援事業

障がい者（児）であって、町が外出時に支援が必要と認めた人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

■第3期計画見込量

| 単位：人、時間／年 |         |                |        |        |        |
|-----------|---------|----------------|--------|--------|--------|
| サービス種別    |         | 平成23年度<br>（見込） | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 移動支援事業    | 実利用者    | 23             | 13     | 13     | 13     |
|           | 延べ利用時間数 | 1,658          | 659    | 659    | 659    |

⑤ 成年後見制度

成年後見制度は、障がいなどで十分な判断能力がない方を対象に、法律面や生活面で、本人の希望にそった支援をし、保護することを目的としています。  
福祉サービスなどの各種手続きや契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理について、

本人の意思をできるだけ尊重し、生活を送るうえで一方的に不利益が生じないよう、権利や財産を守るため制度の周知に努めます。

■第3期計画見込量

単位：人

| サービス種別       | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|----------------|--------|--------|--------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 1              | 0      | 0      | 0      |

⑥ 地域活動支援センター事業

各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

■第3期計画見込量

単位：か所、人

| サービス種別     |       | 平成23年度<br>(見込) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------|-------|----------------|--------|--------|--------|
| 地域活動支援センター | 箇所数   | 2              | 2      | 2      | 2      |
|            | 実利用者数 | 100            | 100    | 100    | 100    |

【必須事業における見込量の確保の方策】

相談支援の充実を図ることが大きな目標であり、国の施策においても重点を置かれることとなっています。相談支援の機能強化を図っていきます。

移動支援事業については、交通網等の関係により利用が少ないため、今後利用促進のための施策を検討します。

## （２）その他の事業

### ① 日中一時支援事業

日中における活動の場の確保及び親の就労支援や家族の一時的な休息などを支援します。

### ② 社会参加促進事業

障がい者が住み慣れた地域社会のなかで自立し、社会に参加できるようにするために手点字・声の広報等発行事業等を実施します。

### ③ 福祉ホーム事業

居住を求めている障がい者等に対して、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホーム事業を実施します。

## 【任意事業におけるサービス提供】

サービス内容が低下しないよう、質の向上に努めるとともに、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供していきます。

## 資料編



## 策定委員会委員名簿

### 第2期石井町障がい者計画・第3期石井町障がい福祉計画策定委員会 委員名簿

< 順不同 >

| 分野     | 所属                  | 役職等   | 氏名     |
|--------|---------------------|-------|--------|
| 障がい者団体 | 石井町身体障害者連合会         | 会長    | 井内 宏   |
|        | 石井町手をつなぐ育成会         | 会長    | 近藤 令子  |
|        | 石井町精神障害者家族交流会       | 代表    | 矢上 恵美子 |
| 福祉関係   | 社会福祉法人 有誠福祉会 有誠園    | 園長    | 川島 成太  |
|        | 社会福祉法人 カリヨン れもん     | 施設長   | 藤河 一夫  |
|        | 石井町社会福祉協議会          | 事務局長  | 矢上 堯   |
| 医療関係   | 川村医院(精神科医)          | 院長    | 土井 章良  |
| 保健関係   | 徳島県東部保健福祉局<徳島保健所庁舎> | 主査兼係長 | 犬伏 明美  |
| 教育関係   | 石井町校長会              | 会長    | 久米 利國  |
| 学識経験者  | 石井町議会文教厚生常任委員会      | 委員長   | 白川 光夫  |

# 策定委員会設置要綱

第2期石井町障害者計画・第3期石井町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、第2期石井町障害者計画・第3期石井町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 計画案の策定に関すること
- (2) その他計画策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者等
- (2) 福祉、医療、保健、教育関係
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の策定が完了したときに効力を失う。

## 第2期石井町障がい者計画・

## 第3期石井町障がい福祉計画

平成24年3月

---

発行・編集：石井町福祉生活課

住 所：〒779-3295

徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121 番地の 1

電 話：088-674-1116

U R L：http://www.town.ishii.lg.jp/

---